

子ども・子育て会議（第16回）

議 事 次 第

日 時 平成26年 6 月30日（月） 10：00～12：30

場 所 中央合同庁舎第 4 号館12階共用第1208特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 子ども・子育て支援新制度の施行に向けた国の取組状況について
- (2) 保育事故再発防止のための取組について
- (3) 次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針の策定について
- (4) その他

3. 閉 会

【配布資料】

- | | |
|--------|---------------------------------|
| 資料 1 | 子ども・子育て支援新制度の施行に向けた国の取組状況について |
| 資料 2 | 保育事故再発防止のための取組について |
| 資料 3－1 | 次世代育成支援対策推進法の概要と改正のポイント |
| 資料 3－2 | 次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針の見直しについて |
| 資料 4－1 | 放課後対策の総合的な推進について |
| 資料 4－2 | 「子育て支援員（仮称）」の創設について（案） |
| 資料 4－3 | 「女性が輝く日本」の実現に向けて（抜粋） |
| 資料 5 | 経済財政運営と改革の基本方針 2014（抜粋） |
| 参考資料 | 委員提出資料 |

○無藤会長 それでは、定刻になりましたので、「第16回子ども・子育て会議」を開始いたします。

お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございました。

本日の委員の御出欠につきまして、事務局より御報告をお願いいたします。

○長田参事官 おはようございます。

出欠の御報告の前に、委員の交代がございましたので、お知らせをいたします。

全国国公立幼稚園長会会長の岩城様でございます。

○岩城委員 おはようございます。このたび全国国公立幼稚園長会の会長に就任いたしました関係でこちらの委員もさせていただくことになりました。どうぞよろしく願いいたします。

○長田参事官 よろしく願いいたします。

続きまして、本日の出欠の状況でございますが、佐藤博樹委員、月本委員におかれましては、所用により御欠席でございます。

また、尾崎委員、清原委員におかれましては、所用により御欠席でございますが、代理といたしまして高知県東京事務所長の杉本様。

○杉本代理人 杉本です。よろしく願いいたします。

○長田参事官 三鷹市子ども政策部調整担当部長の宮崎様に御出席をいただいております。

本日、25名中21名の委員の御出席をいただき、定足数である過半数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

資料につきましては、議事次第に記載のとおり資料1から参考資料までお配りしてございます。漏れなどあれば、事務局にお申しつけください。

また、本日も岡田副大臣に御出席をいただいております。よろしく願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の予定ですけれども、まず第1に「子ども・子育て支援新制度の施行に向けた国の取組状況」につきまして、20分程度で事務局からの説明を受け、その後、御質問などお受けしたいと存じます。

続いて、第2に「保育事故再発防止のための取組」ということで、45分程度事務局からの御説明を受けます。その後、御質問などお受けしたいと存じます。

第3は「次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針の策定」ということでありまして、これも45分程度で事務局からの御説明を受けます。その後、御質問などお受けしたいと存じます。

最後、4番目「その他」も幾つかの報告が事務局からございます。これが20分程度というのを予定してございます。

それでは、早速「子ども・子育て支援新制度の施行に向けた国の取組状況」につつま

て、事務局から説明をお願いいたします。

○長田参事官 それでは、資料1「子ども・子育て支援新制度の施行に向けた国の取組状況について」という資料をご覧くださいと思います。

初めに、一番最後のページに飛んでいただいて恐縮でございますが、9ページから10ページにかけてご覧くださいと思います。「本格施行までの自治体における作業スケジュールイメージ」というタイトルがついた資料がございます。今、まさに実施主体である各市町村の皆様において、非常に御苦勞いただきながら施行に向けた準備を進めていただいているということでございます。

2番目の「事業計画」につきましては、昨年の秋から昨年度末に向けて住民向けのいわゆるニーズ調査を実施していただいて、それを受けた量の見込みというものの推計をしていただいて、それがほぼ固まり、今、見込んだ量に対する確保方策の検討、大体こういったフェーズに移っていただいている。総じて言えばそういった段階かというふうに考えております。それを踏まえまして、秋ぐらいを目途に量の見込みと確保方策についての中間取りまとめというものをお願いしているといったような状況でございます。

また、その下に「条例等の制定」というのがございますけれども、今年の10月からというところで「認可事務・確認事務・認定事務等」ということが書かれております。秋以降、こういった具体的な、住民の方あるいは事業者向けの実務というものが開始される必要があるということで、それまでの間に必要な基準、私どもは省令等を公布させていただいておりますが、それを受けた形で、各自治体におかれては条例の制定ということをお願いする必要がありますということで、早いところでこの6月議会、6月議会で難しいところについては9月議会での対応ということで、それぞれ御準備をいただいているというふうに理解しております。

10ページのところに「新制度の周知・広報」というのがございます。後ほど国のほうの取り組みを御説明いたしますけれども、秋に新規入園の申し込み等の具体的な手続が始まりますので、それまでの間、私どもと自治体が連携をしながら、利用者の方への周知を遺漏なく進めていく必要があろうと考えております。

こういった自治体における作業のイメージということを念頭に置いていただいた上で、1ページにお戻りをいただければと思います。

まず、事業計画の策定等にかかわります国の取り組みでございます。昨年の8月、当子ども・子育て会議で議論を重ねていただきまして、基本指針案を取りまとめいただいて、これを策定、提示をしたところでございます。

その後、量の見込みに関わる手引きのお示しでございますとか、また、基本指針の中で御議論をいただきました供給過剰地域における認定こども園の特例というものを整理させていただきましたが、それにつきましてはの周知ということを複数回にわたって実施しております。

また、5つ目の○のところでございますが、前回柏女委員から障害福祉計画との整合性

を図った取り組みというような御指摘をいただきましたので、それを受けた形の事務連絡なども発出をさせていただいております。

繰り返しになりますが、各自治体における今後の取り組みということについて書かせていただいております。

続きまして、各種基準の策定の関係でございます。ここにつきましては、その基準に係る基本的な考え方の整理というものを当会議で審議を重ねていただきました。現在、順次政令、府省令、告示の制定・公布というのに取り組んでございます。これは後ほど後ろのページでお話をさせていただきたいと思っております。

次に、公定価格の仮単価、利用者負担の関係でございます。こちらにつきましても、当子ども・子育て会議での議論を経て、前回5月26日の会議で公定価格の仮単価、また利用者負担のイメージを提示させていただいたところでございます。これを受けての事業者の方あるいは自治体の方への周知ということでございますが、仮単価表とあわせまして、公定価格に関するよくある質問、FAQというものを作成して、広く共有をさせていただくとともに、何度も御指摘をいただきました、事業者の方が簡易に試算できるソフトも提供いたしまして、ホームページからもアクセスできることとしているような状況でございます。

3ページ、「私立幼稚園の新制度への円滑な移行」でございます。こちらにつきましては、たしか前々回の子ども・子育て会議だったかと思っておりますけれども、去る4月10日付で自治体向けに「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行等について」という事務連絡を発出し、また、各都道府県での説明会など、そういったことの周知というものに努めているところでございます。

その他、国、自治体における窓口の設置の関係、そして公定価格の仮単価の提示を踏まえまして、現在自治体に協力をいただきまして、私立幼稚園の新制度への移行に関する意向調査というものをこの6月から7月にかけて実施をさせていただいております。

なお、ここに注釈的に書かせていただいておりますが、あくまで現時点の意向を把握させていただくということでございますので、27年度施行に当たっての最終的な意思確認というのは、この秋ぐらいを目途に確認するということを考えているところでございます。

続きまして、4ページの「自治体・事業者への周知・支援の取り組み」でございます。

これまでも繰り返し当子ども・子育て会議でおまとめいただいた最新の内容というものを節目節目の段階で、都道府県・指定都市・中核市の御担当者の方にお集まりをいただいている説明会というものを重ねております。

直近では6月4日に去る5月26日の公定価格仮単価のまとめを受けて開催をさせていただいておりますが、こういった国での説明会を受ける形で、各都道府県には必要に応じて市町村を集めての説明会等のお願いをこれまでもしてきているところでございます。この制度は細部にわたってございますので、周知を自治体、市町村の皆様、また、事業者の皆様浸透させるという観点から、私自身がしっかりとその説明に対応する必要があるのではないかとということで、この4月以降、各都道府県で自治体向け、あるいは事業者向け

の説明会をされる場合には派遣要請に応じるということをお願いしまして、この間、延べ50都道府県からの依頼を受けて、それに対応しているというような状況でございます。

また、そこで説明、質疑というやりとりだけではなくて、そういった内容を全国的にどこでも共有できるということが重要でございますので、よくいただく質問を事業者向けFAQという形でまとめております。こういったものも随時充実をさせていくということで、5月に初版を出しまして、6月にさらに二十数問ぐらい追加をして第2版というものを出版しておりますが、こういった地道な努力というのを積み重ねてまいりたいと思っております。

同様に、自治体向けのものにつきましても充実を図っていきたいと思っておりますのでございます。

その次の事業者向けパンフレットということでございます。今、申し上げましたように、事業者向けのQ&Aでございますとか各種資料というものはホームページに公表して、どなたでも見られるという状況にはしておりますが、なかなかそういったところにアクセスをしづらい方なども当然いらっしゃるだろうと思っております。そういった内容をパンフレットという形の紙媒体にまとめて、確認の対象となる施設・事業者の皆様を中心に、それぞれ直接1冊行き渡るような形でこういったパンフレットをつくろうということで、今、準備を進めているというところでございます。

また、自治体の方に向けて施行準備、具体的にどういった事項をやっていく必要があるのかといったことのチェックリストなどもお示しをさせていただいているところでございます。

続きまして、5ページから6ページにかけてでございます。

最終的には、まずは自治体、事業者の方、この制度を担っていただく方にきちんとした制度理解のもとに準備を進めていただくということは肝要でございますが、最終的にはエンドユーザーの皆さん、利用者の方にしっかりと情報が届くということが必要なわけでございます。こういったところにもしっかりと力を入れていく必要があろうかと思っております。

幾つかございますが、1つ目のところは、オーソドックスな手法ではございますが、新制度に関する一般の方向けのフォーラムということでございます。過去、いずれも託児つきで実施をしておりますけれども、毎回託児の申し込みが満杯になるというような状況でございますので、一応想定をした方が来ていただいているのかなというふうに思っております。

広告の関係につきましては、主には育児雑誌とか、この制度を利用する対象、そういったところにターゲットを当てたような媒体を中心とした広告などの取り組みをしております。

また、草の根勉強会というのは、あくまでモデル実施ということでございますが、直接の利用者のお父さん、お母さん方を少人数集めての説明会のやりとり、こういったことも実施し、6ページのところでございますけれども、それを一般向けの「なるほどBOOK」と

いったものの作成にもつなげているといったところでございます。

あわせて、以前御報告もさせていただきましたが、シンボルマークなどといったことも兼ね合わせまして、多面的な形でのアプローチというものをしているというところでございます。

さらに、最近ではホームページ等を活用した情報発信というところにも力を入れております。

最終的には、秋以降、政府公報なども活用しながら、集中的、効果的な広報というものを展開していく必要があるだろうと思っているところでございます。

最後、政省令等の関係でございます。4月30日に公布をさせていただきました、自治体の皆様の条例制定に直接かかります府省令、告示といったものにつきましては、一度御報告をさせていただいておりますが、その後、6月に2本の政令、1本の府令というものを公布させていただいております。

今後公布予定の主な政令、府省令、告示などということで掲げさせていただいておりますけれども、これらについても、大体のところはパブリックコメントの手續という段階に入ってきておりますので、もうじき何とか公布というものにこぎつけたいと思っているところでございます。

雑駁な説明でございましたが、以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして御質問、御意見があれば、挙手をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。では、宮崎代理人からお願いします。

○宮崎代理人 三鷹市長の代理で参りました三鷹市子ども政策部、宮崎でございます。

私からは「子ども・子育て支援新制度の施行に向けた国の取組状況について」、何点か御要望と御質問をさせていただきます。

まず、2ページの「各種基準の策定」についてでございますが、多くの自治体が基準の条例提案を9月議会に送る中、三鷹市は6月議会に条例案を提出しまして、本日まさにその議決を受けるために市長は市議会本会議に臨んでおり、この会議を欠席させていただいているということでございます。9月議会に条例を提案する自治体も、条例提案の準備と並行しまして事業計画の策定のほか、市民、事業者向けに新制度の周知を初め、支給認定や施設・事業者の確認、募集など具体的な準備を進めていかなければなりませんので、自治体の足並みが乱れないよう、引き続き都道府県と連携した適切な指導、支援をお願いいたしたいと思っております。

特に2号・3号認定子どもに係る利用調整につきましては、幼稚園型の認定こども園でありますとか地域型の保育事業を従来の認可保育所と同じ枠の中で募集するといったような方法でありますとか、地域型保育事業の連携施設のこと、広域利用のこと、こういったものの取り扱いについて方向性を詳細にお示しいただきたいと思っております。

前回の合同会議で公定価格の仮単価が示されまして、その後、関係事業者への説明会等

を開催して準備を進めているところでございますが、安心して施行準備を進めるため、前回の合同会議の説明の冒頭、非常に重要な問題であります子ども・子育て支援新制度の施行時期について、予定どおり平成27年4月に施行する方針が改めて示されたことは、大きな後押しとなっております。

今回の資料に抜粋が添付されております骨太の方針の中で、具体的に消費税分以外の財源にも言及されたことは高く評価したいと思います。引き続き確保の努力をお願いしたいと思います。

今までの質疑の中で要望しました公定価格の試算ソフトでありますとかFAQについて、早速作成、提供いただきまして、ありがとうございました。

そこでお願いでございますが、仮単価の中に質の改善のためのさまざまな加算項目が盛り込まれております。試算をする上で大変重要な要素となっておりますので、加算のための具体的な要件といったものをお示しいただきたいと思います。限られた期間の中での確かな判断ができるよう、重ねて支援をお願いいたします。

あと、これまで繰り返し御意見を申し上げたところでございますが、今回試算を行ってみまして、改めて地域区分の差、非合理性を痛感いたしております。事業者の試算の中で質改善後に思うような増額が見込めないというような声をよく耳にしております。分析してみますと、経営実態に見合った地域区分となっていないことが大きな要素となっております。この差に自治体、事業者でどうやって対応していくか。独自の対応には限界がありまして、大きな課題となっております。

元となります国家公務員の地域手当制度の10年に一度の見直しが28年度に予定されておりますが、遅くとも消費税増収額が満年度化する平成29年度には、社会経済状況の変化や生活圏域を考慮した公平かつ合理的な制度として運用されることを重ねて強く要望します。

続きまして、3ページ目の「私立幼稚園の新制度への円滑な移行」でございます。今回の新制度への移行で一番影響を受けるものとして、多分幼稚園があると思われませんが、現在、新制度移行に係る意向調査を行う上で重要なことがまだ決定されておられません。1つは、在園児に向けて実施している預かり保育が、地域子ども・子育て支援事業の一時預かりの一類型として市町村の委託事業により実施することができることとなりましたが、その補助内容についてはまだ示されておられません。

また、入園料といったものの扱いについても、FAQにはある程度示されておりますが、私学助成のときのような予約金あるいは契約金的な要素で徴収していいのか。公定価格で賄えない教育・保育の質の向上を図るため、必要な経費についての上乗せ徴収として内容を明示して徴収すべきものなのかといったことについては、説明会の中で質問が多く出ております。上乗せ徴収の場合は、提供開始前の段階でのキャンセル等については返金の必要が出てくると思われませんが、こういったことについては、FAQ等でぜひお示しください。

また、利用者負担のイメージについて示されましたが、教育標準時間の場合、現行の利

用者負担の水準を基本とし、現行の就園奨励費による保育料設定を考慮した設定ということになっておりますが、現在、就園奨励費のほかに都道府県と区市町村によって保護者補助が実施されております。その部分についての対応をしないと、新制度に移行する園と引き続き私学助成を受ける園では利用者負担に差が出ることとなりますので、そういった対応について今、検討しているところでございます。

一方、保育標準時間につきましては、一見現行の基準額表と同じでございますが、階層区分の税額の変更がされております。これは現在、年少扶養控除の復元作業というのを個別的に対応していますが、こういったものをあらかじめ調整しているものと想定されます。こういった場合のモデル家庭の家族構成はどのようなものでしょうか。また、その保育料を全ての家庭に適用とするということによろしいのでしょうか。

以上、市内の幼稚園経営者等と試算やヒアリングを進める中で課題として出ている事項でございます。

最後に、4ページ以降の自治体・事業者、国民・利用者への支援、周知の取り組みにつきましては、パンフレットや各種FAQについて、イベントで配布したり、子育て応援ウェブサイト上でリンクを貼って活用しておりますので、今後も引き続きわかりやすい広報やパンフレットの増版に努めていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

まさに今、現場で混乱が一部あるかもしれないところを具体的に示していただきましたので、後で事務局からお答えできる場所はお願いしたいと存じます。

それでは、駒崎委員、お願いいたします。

○駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長、駒崎です。

意見書のほうを1枚出させていただいておりますので、それをもとにお話しさせていただきたいと思います。

自治体における新制度への誤解について、現場から御報告をさせていただきたいなと思います。先ほど長田参事官から一生懸命全国を回られて言葉を尽くして御説明されているというお話を伺いました。そうした事務局の御努力には頭が下がる思いですし、そうした地道な活動をしてくださって、本当に感謝しております。

ただ一方、自治体において誤解が晴れていないといいますか、蔓延しているという状況もあるということを御報告させてください。

私どもは東京都各区に小規模保育を行っているのですが、ある区で小規模保育を3園展開しているのです。当然来年の4月からその3園が小規模認可に移行するというので、準備をいろいろしていたのですけれども、先日自治体側と話したところ、いや、1園だけしか移行させないですよということをおっしゃられたわけなのです。これは子ども・子育て支援法の中で、外形基準を満たしていれば自治体は認可しなくてはいけないという仕組みになっていると思うのですが、そうした根本の規定というものに違反している。理解し

ていないのかどうかよくわからないのですが、全然わかっていないというような対応だったわけなのです。

また、別の区の担当者から、連携なんて無理でしょ、3歳児以降だって、うちはあいていないのだからということで、だから、勝手にやってくださいというような御意見もいただいたわけなのです。

これもまたこちらでお話しして、小規模保育の卒園後の受け皿としての連携園ということで、もう決まったことにもかかわらず、現場の自治体の担当者レベルで、いや、無理でしょみたいな話になっているということはいかがなものかと思うわけなのです。

法の趣旨を理解していない、あるいは取り違えているような事例というのが各自治体において散見してしまっているという状況において、このまま新制度が施行された場合、大きな混乱が生み出され、そして事業者や、あるいはその先の利用者の方々に非常に大きな迷惑がかかってしまうということは容易に予測がつきます。

厚労省さんから自治体への通知等がパッケージ型で8月に発せられるというふうなことを仄聞いたしました。しかし、もう既にこの条例をつくり始めていたり、いろんな説明会等々も自治体で動いてしまっている部分がありますので、早く発していただきたい。通知の発布まで時間がかかってしまうということなのだったら、先ほどおっしゃったように、ウェブ上でのFAQでも、あるいはそれを印刷して実際に配るというのでも構いません。とにかくそうした誤った認識を持たれている自治体の担当者の方々に届くような手法でぜひ説明を行っていただけたらなというふうに思っております。現場を回っていて非常に苦労しております。ぜひ御検討いただければ幸いです。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、小室委員、お願いいたします。

○小室委員 株式会社ワーク・ライフバランスの小室です。

資料の5ページについてです。すごく周知の取り組みをしてくださっているということで、ありがたいなというふうに感じています。

保護者の観点からということで述べさせていただきます。「雑誌広告・新聞広告」のところで「妊婦・育児雑誌等への広告掲載」とありました。これはこれですごくいいと思っておりますけれども、今、まさに子どもが待機児童で保育園に入れられるようにという、関心が高い方に届けたいのは1つなのですが、もう一つは、これから子どもを持とうかな、どうしようかな、でも、ずっと後ろ倒しにしている、子どもをまだ持っていない夫婦に届けていかないと少子化対策にはつながらない。待機児童ゼロにはつながらるのですが、もっと子どもが生まれるという方向に動かないと、もう一つの目的としてはかなっていないことなので、ぜひ子どもがいない夫婦が読むような媒体。例えば仕事熱心な方が読むような媒体、女性であれば「日経ウーマン」とか、男性であれば「日経ビジネス」とか「R25」とか、イメージですけれども、夫から情報が入るのも一つだと思いますし、男性、女性ともに子どもを持つことを後ろ倒しにしているような夫婦が、ああ、持つなら

今なのかなというふうに希望を持つような法の変更があるのだよということをわかりやすく発信していただきたいなと思います。

それは今からやっていかないと、子どもを持つというような変化は起きてきませんので、今の段階で対象は子どもを持って入っていない人と子どもを持っていない人の両方なのだということ意識していただきたいと思っています。

それから、どういった広告になっているのか、本当に響く内容になっているかなというところも気になるので、既に出されているものなどがあれば、こういった委員会で皆さんと共有しながら意見などができればいいなと思います。お願いいたします。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 全国保育協議会の佐藤です。

資料1「子ども・子育て支援新制度の施行に向けた国の取組状況について」の4ページと8ページについて、私の手元にある事業者向けのFAQの記載内容とあわせて確認させていただきたい。

私のこれまでの理解では、新たな幼保連携型認定こども園の園長の資格は、教諭免許状と保育士資格をあわせ持ち、5年以上の経験がある者であったと思う。このFAQの中では、幼保連携型認定こども園の園長資格は幼稚園教諭免許状と保育士資格と書かれている。

資料1の8ページにある改正認定こども園法の施行規則の中では、園長の要件は、免許状は専修または1種と書かれている。ただし、これと同等の資質を有する者ということで、その他の種の免許と読み取れるが、FAQに書いてある幼保連携型認定こども園の幼稚園教諭免許状のは、他の種の教員免許状も含むということか。

または、新たに幼稚園型の一時預かり事業が創設され、在籍している1号認定の子どもが、教育課程を終えた後も預かり保育で利用できることとなった。これは幼保連携型認定こども園における1号認定の子どもも、そのまま在籍する認定こども園の中で預かり保育を受けられる制度になるということか。この2点について確認したい。

○無藤会長 では、後ほど事務局、お願いします。

今度は古渡委員、お願いいたします。

○古渡委員 全国認定こども園協会副代表理事の古渡です。よろしくお願いいたします。

協会としては2点ほどあります。よろしくお願いいたします。

まず1点目です。試算ソフトでの解釈と都道府県単独補助の関係など、誤解がちょっと出ている点がありますので、その辺りの整理をお願いしたいなと思っております。

もう一点なのですが、事務局のほうで全国各地、今回の説明、大変御苦勞されているのは百も承知なのですが、単独での認定こども園だけの説明会がまだ開かれていないというのが1点ありまして、幼稚園の方たち、保育所の方たちはよくわかっているのですが、その中で認定こども園というのもあるのですが、どうも認定こども園単独で考

えると、もう少し説明が必要ではないかなと考えております。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、北條委員、お願いします。

○北條委員 ありがとうございます。全日本私立幼稚園連合会の北條でございます。

今日、公定価格等の議論の場がないようですので、この場で何点かお伺いをいたしたいと存じます。

まず最初にお伺いしたいことは、従来、7,000億円の消費税財源は、民主党政権のもとでは4,000億円を量の拡充、3,000億円を質の改善というふうに分けておられたとっております。ただ、昨年政権交代後、自由民主党政権においてはそのような決定はしていないというふうに私どもは承っております。この7,000億円の内訳、量と質はどのようになっているのかをまずお伺いしたいと存じます。

その上で、7,000億円というような巨額な公費でございますが、しかし、該当する0歳児から小学校入学前の子ども全人口で考えれば、1人当たり平均すれば10万円程度という金額になるわけでありまして。そもそもこれは子どものための個人給付という性格でありますから、基本的な子どもに対する公平性というのが求められるわけでありまして。

その観点から、新制度は子どもというものを4種類に分けておられるわけですが。ありていに言えば、1号、2号、3号、それから4号というのはないわけでありまして、3歳未満の家庭で保育を受けているお子さんを仮に4号というふうにすれば、1号、2号、3号、4号、7,000億円は総額としてそれぞれのところに幾ら投入されるのか、それからこれを1人当たりで言えば、1人当たり幾らになるか。

さらに、このたび示されました公定価格の観点から言って、公定価格として1号認定子どもには総額幾らなのか、子ども1人当たり幾らなのか。2号認定子どもについて総額幾らで、1人当たり幾らなのか。3号認定についても同様と。今日はお手元に資料がないでしょうから次回で結構でございますが、この点について明確な御回答をいただきたいと思っております。

それから本日の資料の1ページ、「『量の見込み』の算出等のための手引き」が策定されているということでもありますけれども、地方の子ども・子育て会議から上がってくる情報といたしましては、各自治体において量の見込みがあらゆる部門について過剰に出てきているという報告が来ております。数字が尋常ではない、強い数字が出てくるということが起きております。これについての対策をどのようにお考えなのかを承りたいと思っております。

また、4ページのところに事業者向け、自治体向けのFAQということが出ておりますが、そのことに関連といたしまして、本日意見書を提出させていただいております。

お手元に3項目、意見を書かせていただいております。

まず、公定価格についてであります。幼稚園、認定こども園、保育所の公定価格は国が定めるものであり、同一の認定区分の同じ年齢の子ども、同一の地域、同一の規模であれ

ば公定価格は公立施設、私立施設に共通のものであるべきことをぜひ本日御確認をいただきたいと思ひます。

当会議ではこのような方向で議論されてきたというふうに理解しておりますが、今回示されました公定価格は私立のものであって、公立には適用されないということであれば、全ての子どもに対して公平な制度という新制度の理念の根幹が崩壊してしまいます。ぜひこの点は明確にしていきたいと思ひます。

1つ飛ばしまして、利用者負担の水準というのが出てまいります。これについても、公立施設についても私立施設と同一の上限水準を適用すべきだということを再三主張してきておりますが、FAQの「公立幼稚園の利用者負担額について」という質問に対して、回答は「施設型給付における国の定める利用者負担の基準は、国・都道府県との負担金の精算の基準となることを踏まえ、私立施設について設定するもの。公立施設については施設型給付費の財源のすべてが市町村の公費負担となるものであることなどを踏まえ、国としては公立施設のための公定価格や利用者負担基準を定めることは予定していない」、このように書かれております。

これは断定的に公立施設には公定価格、利用者負担額を適用しないのだというふうには言っておりませんが、素直に読めば、これは私立向けのものとは別なのだと言っているに等しいと思ひます。このような誤解が地方公共団体で蔓延しておりますので、こういうことがないように御指導をいただきたいと思ひます。

意見書の2項目めであります。

地方裁量型認定こども園の公定価格でございます。これは現行の認定こども園法を制定する際、中教審と社保審との合同の検討会議が設けられ、そこで検討されたことでもあります。私も当時構成員として参加しておりました。その折、地方裁量型認定こども園については、幼稚園の認可も保育所の認可もないことから、それぞれに求められている水準を満たしているか確認できないため、国費による財政支援は行わないという取り扱いになったわけでございます。

前回も申しましたけれども、子ども・子育て会議で地方裁量型認定こども園についての議論はただの一度もされておられません。にもかかわらず、地方裁量型認定こども園について、このたび示された公定価格仮単価表を適用するというのは、事の経緯からいって、大変あつてはならないことだと考えます。今までの経緯というものを踏まえたきちつとした対応をぜひともお願いしたいと思ひます。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、宮下委員、お願いいたします。

○宮下委員 全国幼児教育研究協会の宮下でございます。

まず、利用者負担についてでございますけれども、利用者負担については、国で示した基準をもとに各市で設定されつつあると思ひますが、この際、公立、私立を問わず、利用

者にとって不公平感のある負担額、公立が安くて、私立が高いということではなくて、利用する者にとって同等の負担額にさせていただくことを強く希望しております。

もう一つは、幼稚園型一時預かり事業の補助額のことでございます。幼保連携型に移行する場合も、幼稚園として残る場合も、保護者に説明するときに、その金額が関係してまいりますので、できるだけ早く補助額、あるいは補助単価をお知らせいただけるとありがたいと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

吉田委員、お願いします。

○吉田委員 ファザーリング・ジャパンの吉田です。

まず1点、個人的な報告なのですがすけれども、本日でファザーリング・ジャパンの代表を退任することになりました。引き続き前代表ということでこの会議には出席させていただこうかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そこで、今回のところですがすけれども、広報について、先ほど小室委員がおっしゃったことと全く同じことを言おうとしていたので、もう一つの観点として、低所得者の方々への対応ということで、恐らく新聞もとっていないだろうし、雑誌も買っていないだろうという人たちに向けてしっかり通知していくということが大事かなと思います。

1つの観点ということで言えば、行政などとの接点はあると思いますので、行政に届け出をするときに窓口で周知・広報するとか、特に妊娠時期、例えば両親学級などでそういう広報をするということも1つアイデアかなと思います。

先日、両親学級でパパのための講座で話をさせていただいたのですが、この制度を知っているかと聞いたところ、30組いたのですがすけれども、1組も知らないという状況があつて、僕もがっかりしました。世の中の状況というのはまだそういう実態があるかなと思います。内閣府の方々がお力尽かされているというのは理解しているのですが、まだまだ無関心の層が多いとは言えると思います。さらに、これから生まれる方々にしっかり広報していくということ。現実には仕事をやめたり、そういう状況に追い込まれている人たちもいると思いますし、場合によっては、待機児童がこちらの自治体は少ないとかいって移住してしまうというケースもあると思います。けれども、今、自分が住んでいる自治体でしっかり預けられるということがわかれば、移り住まなくても済むということもしっかり選択できると思いますので、そういう観点からも広報を工夫してやっていただければなというふうなお願いをいたします。

○無藤会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

では、事務局のほうからよろしく願いいたします。

○長田参事官 それでは、私のほうから総論的な点を中心にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、宮崎代理人、駒崎委員から御指摘のあった点についてでございます。おっしゃるとおり、我々もいろいろ回っていますと、かなり根本的なところで御理解をいただけない部分というのがあるということ非常に感じておりまして、そこはある意味FAQづくりの反省点みたいなところもあって、細かいところを中心にこれまで整理をしましたが、根本的なところで改めて確認をするような内容というものも含めて周知をしていかないといけないということは実感をしているところでございます。

御提案がございましたように、検討中のもので方向性をお示しできるものでありますとか、そもそも明確に決まっているといったことなども含めて今、整理をしております、かなりいろんなものがまとまって入ってきておりますので、できれば7月の上旬ぐらいに特に自治体向けにそういったものを出して、それも充実を図っていきたいと思っております。

その際に、御指摘をいただきましたように、都道府県のバックアップというものが非常に大きな要素というふうにも感じておりますので、都道府県との対応というものもしっかり重ねてまいりたいと思っております。

そのほか、宮崎代理人からあったことに関して言いますと、2・3号の利用調整の課題でございますとか、実際にこの制度を実務に落としていく段階での運用上の課題というものもたくさんお尋ねをいただいております。今時点で明確にできるもの、もう少し実際の実務など、我々もキャッチボールをさせていただきながら詰めていくもの、さまざまございますが、順次そういった課題も潰しつつ、明確な方針というものをお示しできるように引き続き努力をしてみたいと思っておりますし、加算の項目などにつきましても同様に考えているところでございます。

北條委員から御指摘をいただきました7,000億の内訳ということでございますが、机上配付の水色のファイル「閲覧用」の中に「子ども・子育て支援新制度について」という資料がございます。ページをおめくりいただきまして、86ページまで飛んでいただければと思います。7,000億の使い道ということに関しましては、この1月ぐらいから3月末ぐらいにかけてこの会議でも何度も議論を重ねていただいたかと思っております。

まず、量の拡充につきましては、これは最終的には、今、まさに自治体のほうで事業計画をつくっていただいておりますので、その積み上げ結果に置きかわるというものでございますが、7,000億の公定価格の仮単価を提示する前提としての作業過程におきましては、「量の見込み」というものを、一定の仮定を置いて試算をさせていただいて、大体4,000億ということで見込ませていただいて、7,000億との関係で言えば、残りの3,000億というものを質の改善に対応できる費用ということで、さまざま御指摘をいただいた中から、86ページ以下ずっと個票が並んでおりますが、整理をいただいたものということで理解をしております。

小室委員、吉田委員からいただきました広報の関係でございます。雑誌の関係につきましては、いわゆる育児雑誌だけでなく、女性誌などでの対応ということもしております。

が、一方で、効果的な広報という観点からターゲットというものをしっかりと見定めつつ、その一方で裾野を広げて対応していくという部分、その辺のバランスも考えながら対応していきたいと思っております。

吉田委員からの御指摘の点に関しましては、個々の御家庭まで届けるという部分では、国での対応というのは限界もあろうかなと思っておりますので、基本的に国のほうは材料を提供するということが中心になるかなと思っておりますので、そのあたりは自治体の皆様に御協力をいただきながら、できる限りきめ細かな対応をしていければと思っております。

いずれにしましても、広報に関しましては、さまざまアドバイスなども頂戴できればありがたいと思っております。

○無藤会長 では、お願いします。

○橋本保育課長 それでは、私のほうから宮崎代理人のほうから、2号・3号の保育料のところのモデル家庭の取り扱いについて御質問をいただきました。

先般お示しをしました利用者負担の金額のところにつきましては、所得税の金額であったところから市町村民税のほうに置きかえるということ、年少扶養控除の取り扱いのところを再計算するという取り扱いをしないような形に置きかえること等がございまして、基準額のところの置きかえということを行っておりますが、その際のモデルは、夫婦と子ども2人というモデルで置かせていただいているところでございますので、それを前提に御検討いただければと思っております。

駒崎委員のほうから、自治体のほうでの担当者の方々の御認識ということについての御指摘がございました。

今般の法改正によります児童福祉法の規定が大幅に変わりました、保育所等の認可における取り扱い、あるいは小規模保育を初めとする地域型保育事業についての認可に当たっての取り扱いにつきましては、認可基準に定めるところの基準というものを満たし、また、その地域の需給関係の中で供給過剰という状況になっていないという前提があり、また、設置主体によりましては、経済的な基礎なり、あるいは社会的な信望なり、あるいは知識・経験なりといった要件を満たしている場合におきましては、基本的には認可申請がなされたときには認可をするものとするというふうな規定に改正されているわけでございます。

そういう点につきましては、これまでもさまざまな形で周知徹底を図ってきているつもりでございますけれども、引き続き施行に向けましてそういった点の周知を進めていきたいと思っておりますし、また、保育所の連携施設の関係につきましては、これまで整理としてはなされてきておりましたが、実は事業者向けFAQ等の中で、小規模保育などの連携施設に関します部分のFAQが入っていない状態でおりましたが、先般FAQを追加した中でそういった点も追加をいたしましたので、徐々に浸透していくものと思っております。いずれにしましても、引き続きそういった点についての周知に努めていきたいと考えております。

佐藤秀樹委員のほうからいただきました認定こども園におきます園長の資格の問題でございますけれども、御指摘いただきましたように、FAQの中におきまして、幼稚園教諭免

許状と保育士資格の両方の免許資格を有し、5年以上の教育職、児童福祉業の経験者であることが必要です。ただし、これと同等の資質を有する者も認めるといふような書き方がされております。

ただ、政省令等の法令上の中での取り扱いといたしましては、これまでの幼稚園における園長の記述などとの整合性を考慮いたしまして、また、この会議におけるこれまでの取りまとめの内容との整合性ということも考慮いたしまして、先ほど佐藤委員のほうから御指摘ございましたような書き方にしているわけでございます。幼稚園教諭免許状というものが対象に入ってくるということは、いずれにしても同じでございますので、そこのところについては誤解のない形で周知されるよう、私どもとしても周知をさせていただきたいと思っております。

預かり保育の関係の幼稚園型の一時預かり事業につきまして、認定こども園におきましても1号認定の子どもに適用されるのかという点、御指摘がございましたが、これはそのとおりでございます。

北條委員のほうから地方裁量型認定こども園の取り扱いについてのお話ございました。この間、私のほうからお答えをさせていただいたかと思いますが、子ども・子育て支援法の中で第7条第4項という規定の中で、施設型給付の対象とされます教育・保育施設の定義規定があるわけでございまして、この中で認定こども園法に基づく認定こども園等が規定されているわけでございます。その際に、地方裁量型認定こども園というものを特段除外するという形での規定ぶりにはなっておりませんので、認定こども園として認定がなされる4類型は全て対象に含まれております。

したがって、地方裁量型認定こども園を給付対象とするか否かということについては、既に法律レベルでの整理がなされていると認識をいたしております。

なお、認定こども園の公定価格の仮単価表をつくります際におきましては、国が定める人員配置に満たない場合とか、そういった各自治体で定めております認定基準が国が定めている基準よりも緩やかになっているような場合には、それに応じた減額調整なども行うことができる調整部分というものを設けておりますので、そういったものも含めてトータルとして検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、お願いします。

○竹林少子化対策企画室長 私のほうからは北條委員から御質問がありました、今、各自治体で計画づくりを作業の手引きに従ってやった場合に、非常に高い量の見込みが出ているけれども、それに対する対策はいかがかということについて、御説明させていただきませう。

御案内のとおり、今回の制度改革は、潜在的ニーズも含めた地域住民のニーズに対応する、そうやってまず需要を割り出して、それに対応するための供給体制を築いて、計画的

に整備していただくという趣旨でございますので、高い数字が出ているということの意味が、そこに真に潜在ニーズを含めたニーズがあるけれども、今の供給体制よりはずっと高いということであれば、それは法の趣旨にのっとり5年間増やしていただく。そのために新しい財源もつぎ込むということになっているわけです。

ただ、個別にお話を聞いてみますと、より実態に即したニーズ、本当のニーズよりもさらに高い数字が出ているようなケースもあるようでして、それはそれぞれ自治体の中でいろいろ得られるデータに限界があるといったようなことも原因にあるようですから、そういうものにつきましては、国のほうでより実態を踏まえたニーズになるような、さまざまな参考となるデータ、指標などを提供していきたいと考えております。その両面で考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、お願いします。

○蝦名幼児教育課長 宮崎代理人からいただきました御質問、一時預かりの補助の内容がいつごろわかるのかということ、あるいは宮下委員からも同様の御質問をいただきました。これにつきましては、この時点でまだお示しができていないこと、大変申しわけなく思っておりますが、鋭意検討作業をしてございます。できる限り早くこれもお示ししたいということを考えてございますので、よろしく願いいたします。

また、入園料の取り扱い、あるいは入園前に事務手数料のようなものとか契約に関わるお金などを徴収しているようなことは、今後新制度のもとでどうなっていくかということにつきましては、少し整理が必要だと思っておりますので、改めて整理をした上で、Q&Aなどの追加をする形できちんと周知を図ってまいりたいと考えております。

北條委員、あるいは宮下委員からも同趣旨の御質問をいただきましたが、私立の公定価格と利用者負担の仮のものをお示ししてございますが、公私間で差を設けるべきではない、公立についても同様のものが適用されるというふうに考えるべきというような御質問でございます。

今回、先ほど北條委員からも御紹介いただいたように、私立につきましては精算が必要になってくるということもございまして、そのための基準として、私立の公定価格と利用者負担については、基準を国でもって設けているということでございます。

一方、市町村につきましては、全額を各市町村で御負担いただくということから、そこでの単価なり、あるいは利用者負担について国が基準を設けるということはいたしませんで、ここは市町村みずから考えていただくということにしているわけでございます。

各市町村におかれましては、公立施設の役割あるいは公私間のバランスといったようなことを考慮し、お考えをいただくということになってございます。

ただ、1点、ここが大事なところだと思いますけれども、これまで私立の幼稚園と公立の幼稚園とではそれぞれ財政支援の仕組み、財政措置の仕組みが全く異なっておりましたから、例えば公私間のバランスといった問題について、市町村におかれては必ず考慮しな

ければいけない要素として受けとめられていなかったというふうに考えられるわけですが、今般こうした財政措置の仕組みの共通化が行われているということも踏まえて、しっかりと市町村には御検討いただきたい。その際には、私立のものとして今回設けております公定価格の仮単価や保護者負担の仮のものも踏まえた形でぜひ御検討いただきたいと考えているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

北條委員、何かございますか。どうぞ。

○北條委員 大変申しわけございませんけれども、ただいまの幼児教育課長のお答えでは納得することができません。ただいまのお答えは、公定価格は私立の基準だというふうに明確におっしゃいました。今までそういうことは一度もおっしゃったことがないはずで、公定価格は1本であって、それを算定する際は、私立の数値をもって算定する、そういうことをずっとおっしゃっていましたが、公定価格は私立の公定価格だとおっしゃったことはただの一度もございませんので、ただいまのお答えは到底納得することができません。

4,000億と3,000億の件でありますけれども、民主党政権下で定められておりました量と質の区分は現在も生きているという理解でよろしいのか、再確認をお願いいたします。

○長田参事官 生きているというよりは、今回改めて7,000億の御議論をさせていただいた結果、たまたま数字的には量の見込みとして4,000億程度になったというふうに御理解をいただければと思います。

○北條委員 結構でございます。ありがとうございます。

○蝦名幼児教育課長 北條委員から重ねての御質問ですけれども、私から申し上げる答えも繰り返になってしまうと思います。市町村に今回定めていただくわけではありますが、ただ1点、今回公定価格としてお示しを国がするものというのは、私立のものとはいえ1本のものでございます。これを踏まえ、特に今回財政措置が共通化されたということも踏まえて、市町村にはぜひしっかりと御検討いただきたいと考えております。

○無藤会長 北條委員、どうぞ。

○北條委員 大変申しわけありませんけれども、ただいま明確に私立の基準だというふうにおっしゃいましたので、到底容認することはできません。

○無藤会長 そういう意味ですか。済みません、私の理解が足りないのですかね。公定価格というのは、特に「私立」と明記した形ではなく、国としての制度として定めたということではないのですか。

○蝦名幼児教育課長 済みません。これも先ほど来の繰り返しになりますが、公立の公定価格というものを定めていないわけです。公立については10分の10が市町村の負担であるということから、これを国としては定めておりません。定めているものは、私立に適用のあるものとして定めたということでございます。

○無藤会長 それはわかっております。

ただ、最初から私立の幼稚園のためだと言っているわけではない。つまり、言い換えれば、市町村であろうと、この単価設定というのは重大な意味を持つと私などは理解しておりますけれども。言い換えれば、公立幼稚園で別な単価、あるいは保育料設定をするときのしかるべき説明責任は市町村に十分にあると理解したほうがよろしいのではないのでしょうか。

どうぞ。何かありますか。

○北條委員 今、大変重要なところなのです。これはどうしてもきちっと確認していただかなければなりません。国の公定価格は1本しかない。それを計算上は私立の数字でやったけれども、国の公定価格は1本だと。そういう理解でよろしいのですね。今の無藤先生のまとめはそういうことだったと思いますが、無藤先生のまとめでよければ、私どもは了解いたします。

○無藤会長 済みません。私の理解が足りるか、足りないか、よくわかっていないのがありますが、ちょっとずれますか。

○蝦名幼児教育課長 公定価格については、示しているのは1種類のものだけをお示しをしているわけです。これは公立用として示しているものではありません。公立については、繰り返しになりますけれども。

○北條委員 私立用ではないのでしょうか。1本しかないのでしょうか。

○蝦名幼児教育課長 1本しかないです。私立の幼稚園は適用があります。公立の幼稚園はというと。

○北條委員 適用がないのですか。

○蝦名幼児教育課長 公立について定めるという意図でもって作成をしたものではないということではありますが、座長がおっしゃりますように、唯一の公定価格であります。公立の公定価格を考えるのは市町村でございますけれども、それを考える際には、唯一のものとしてしかるべく検討をしていただく必要があるだろうと思っております。

○無藤会長 よろしいのでしょうか。

○北條委員 結構です。

○無藤会長 それでは、ちょっと時間が押してきましたけれども、早速第2の議題に入りたいと思います。2番目の議題「保育事故再発防止のための取組」というものでございます。よろしく願いいたします。

○橋本保育課長 それでは、資料2につきまして御説明をさせていただきます。

概要でございますけれども、既に御議論いただきまして広報いたしました運営基準の中におきまして、32条あるいは50条といったところに事故の発生、再発を防止するための措置、あるいは事故が発生した場合の措置ということを規定させていただいているわけでございます。

ただ、その中でこれまでも宿題としていただいておりますが、下の○のと

ころ「その上で、施設・事業による対応のみならず、①特に重大な事故について、プライバシーに配慮しつつ、当該重大事故の情報の集約、公表 ②今後、類似の事例が発生することを防止する観点から、当該事故情報の分析、フィードバック ③事故再発防止のための支援や指導監督などについての行政の取組のあり方等について、速やかに検討していくこととしており、今後、具体的な検討が必要となる」ということとさせていただきます。

そこで、どのような論点があるのかということをもとに挙げてみたわけとさせていただきます。

2 ページのところをご覧くださいと、「具体的な検討に向けて」ということで、行政による取組に関する検討につきまして、主な論点ということ、1つは情報の集約のあり方ということとさせていただきます。これは集約の範囲ということもさせていただきますし、その集約の方法ということにもなるわけとさせていただきます。

論点2といたしまして、集約した情報を分析し、それをまたフィードバックをしていくということが必要になってくるわけとさせていただきます、その際には、公表のあり方、あるいは分析やフィードバックのあり方といったことが検討項目ということになってくるわけとさせていただきます。

論点3といたしまして事故の発生・再発防止のための支援、指導監督のあり方ということが挙げられてございますが、その際には、事故の再発防止のための事後的な検証といったことのあり方なども議論としては出てくるかというふうと考えております。

以下、それぞれの項目につきまして、現行の取り扱いと今後の検討例などをお示ししておりますので、順次ご覧いただきたいと思っております。

まず、3 ページで論点1、情報の集約のあり方とさせていただきます。

まず、①といたしまして集約の範囲とさせていただきます。対象となる施設等の範囲につきまして、現行の保育等の制度におきましては、保育所と認可外保育施設、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業、こういったところで事故が発生したときに報告をお願いしているわけとさせていただきます。

今後の検討例といたしまして、運営基準において事故発生時の報告を求めている特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、こういったところが給付の対象になる施設なわけとさせていただきます、こういったところについてはこの運営基準が適用されますので、その対象となつてまいります。

その上で、現行の取り扱いを踏まえまして、認可外保育施設を初め、こういった施設・事業を対象とすべきかといった点が1つの検討例とさせていただきますし、特に対象児童の中で0～2歳からのお子さんのあたりで死亡事故というのがどうしても多くなっております。こういった子どもを預かる施設・事業についてどう考えるかといった点がございます。

どういう範囲のものを重大事故と捉えて報告をしていただくかということとさせていただきますが、現行の取り扱いにおきましては、死亡事故、あるいは治療に要する期間が30日以上、の負傷、疾病といった形を重篤な事故ということとさせていただきますので報告の対象にさせていただきます。

すが、これを踏まえまして、その範囲をどう考えていくかという点の検討が必要でございます。

報告をいただく際のこういった情報を御報告いただくかということでございまして、ここに3つポイントを掲げてございます。事業者に関する情報、事故に遭った子どもに関する情報、事故が発生したときの状況に関する情報などについて御報告をいただいております、これをどのように考えていくかということが1つの議論のポイントでございます。

イメージを持っていただく上で、後ろのほうに飛んで恐縮でございますが、8ページのところに、現在、保育所や認可外保育施設などにおきまして事故があったときに御報告をいただいている様式が書いてございます。こちらは一番上に認可と認可外のところに丸をつけるようになってございまして、その下に自治体名なり施設名、あるいは所在地などの基本的な情報がございまして、従事者数とか、あるいは面積などの記載もございます。

事故の発生日時、対象となる子どもの年齢なり、あるいは死因として明らかになっている場合にはその死因を書いていただくとか、あるいは発生時の状況をこういった時系列で書いて出していただくといったこと、あるいは発生後の対応ということについても書いていただくという形で今、御報告をいただいているわけでございます。

こういった現行ある書式ということをも1つのベースに置きまして、今後の取り扱いとしてどうするかという点が1つの検討事項になってくるかというふうに思っております。

4ページのほうにお戻りいただきまして、集約方法についてということでございます。現在の取り扱いにおきましては、保育所において事故が発生した場合は市町村に対して、認可外保育施設において事故が発生した場合には都道府県、政令市、中核市に報告をいただくということでございまして、そういった取り扱い、あるいは放課後児童クラブやファミリー・サポート・センター事業は市町村事業であるということで、市町村から都道府県に対して報告するようにいただいております。最終的には都道府県等から国に対して報告をいただくという形になっております。

検討例といたしまして、支援法の中での確認制度は、市町村のほうで運営されますので、事故が発生した際には市町村に対して報告するように求めているわけでございますが、現在のこういった取り扱いとの関係、あるいは情報を効率的に集約するという関係等を踏まえまして、こういったルートで集約していくかということを検討する必要があると考えております。

様式の部分につきましては、先ほどご覧いただいたとおりでございます。

続きまして、5ページの論点2、集約した情報の公表、分析・フィードバックといった点についてでございます。

まず、公表でございますが、現在の保育等の制度につきましては、国におきましては毎年、事故件数等を公表いたしております。大体毎年1月に前年1年間のものを公表いたしております。個別事例については情報公開制度にのっとり対応させていただいております。

地方自治体におきましても、事案に応じて個別に報道発表をいたしております。こういったことを踏まえまして、データベース化ということと合わせて検討が必要と考えております。

分析やフィードバックのあり方ということでございますが、まず既に集約している情報を中心とするデータベース化という点で申しますと、現在の保育等の制度におきましては、日本スポーツ振興センターの学校事故事例検索データベースというのがございます。この中で、例えば「施設」というところを「保育所」というふうに指定していただきますと、そこでの死亡や障害の別、あるいは種類、性別、発生場所、発生状況等をどなたでもご覧いただくことができます。

そういったものをベースにいたしまして、検討例でございますが、日本スポーツ振興センターでつくっておりますデータベースに含まれていない施設や事業につきまして、これのデータベース化あるいは公表のあり方などをどういうふうにするかといった点の検討が必要かと考えております。

事故の発生防止（予防）のためのガイドラインという点でございますけれども、「保育所及び認可外保育施設における事故防止の徹底等について」という文書がございます。昨年の1月18日に出した文書でございますが、この中で事故が考えられる場所とか環境整備、あるいは事故防止のために必要な配慮事項等について記載してございます。これにつきましては、9ページのところをご覧いただきたいと思いますが、昨年の1月に出した文書でございます。9ページの左側はかがみの言葉でございますけれども、右側のほうに別紙1「保育所等における事故防止のための指導事項について」ということで、基本原理と総論的な事項に続きまして、「3. 事故防止の観点」ということで、より具体的な形で示す形にしてございます。それを具体的に10ページのほうで表にしてございます。

まず①ということで、0歳から1歳の子どもというところを念頭に置きました考えられる事項、環境整備、あるいは保育士等の配慮点ということで整理してございます。例えば最も悲しい事故として睡眠時に亡くなるということがよくあるわけでございまして、こういった点について考えられる事故につきまして、睡眠時の窒息あるいは吐乳といったことも入れてございます。

環境整備としまして寝具とその周辺の点検ですとか、あるいは保育士の配慮点としまして、常に子どもを確認する、あるいは睡眠時の観察・点検をする、仰向けに寝かせる、あるいはすぐに支えられる位置にするなどの留意点を示させていただいているところでございます。

②は、保育室と園庭という場所に応じた注意点でございます。

保育室におきましては、いろんな家具等の転倒、あるいはいろんなものの角にぶつけるとか、あるいは誤飲とか、ガラスとか、こういったさまざまなのが考えられるわけでございまして、転倒防止の装置とか、あるいはガードをつけるとか、シールを貼るとか、こういった点を1つ環境整備として挙げております。

また、保育士等の配慮点としまして日々の安全点検とか、遊具の取り扱い方を子どもたちに教えるとか、そういった点を配慮として求めています。

また、園庭のほうにおきましては大型遊具などもございますので、そういったところでの転倒・転落、あるいはプールでの事故などがあるわけございまして、そういった点に応じた環境整備、あるいは役割分担の徹底を初めとしまして、さまざまな配慮点も求めています。

右側のほうに参りますと、今度は散歩とか給食といった場面での事故なども念頭に置きました留意点を示しております。

散歩の場合には交通事故ということが最も危険なわけございまして、こういった点につきまして、引率者や人数など体制の確認ですとか、あるいは保育士等の位置、子どもへの注意の促しなどもしております。

給食のほうにつきましては、そしゃく・嚥下が不十分であることによる窒息ですとか、あるいはアレルギーなどの誤飲・誤食といった点も心配されるわけございまして、こういった点につきまして、発達に合った食事内容とする、あるいは表示やトレーを明確にするとか、あるいは飲み込んだかどうかの確認とか、あるいは職員間での確認、把握、そういった点を留意点として挙げているわけございまして。

今、ご覧いただきましたものが現状あるわけございまして、5ページのところにお戻りいただきまして、これは主に保育所を念頭に置いたような形でつくられておるわけございまして、5ページの一番下【検討例】ということで、この配慮事項等をベースに、特定教育・保育施設、あるいは地域型保育事業、あるいは認可外保育施設等を通じたガイドラインの作成等を検討することが必要ではないかということでございまして。

続きまして、6ページの論点3、事故の発生・再発防止のための支援や指導監督ということでございまして。現行の取り扱いといたしましては、「保育所及び認可外保育施設における事故防止について」という文書がございまして、保育所において死亡事故等の重篤な事故が発生した場合には、市町村において再発防止のための検証を行うようお願いをしております。こういったものも踏まえまして、他の制度の動向なども参考にしながら検討することが必要ではないかということで、ここでは例として3つほど挙げさせていただいております。

最後に、7ページ「検討体制について」ということでございまして。

上記2における各論点につきまして、今後、当会議における議論を踏まえつつ、検討を進めていくこととしたいと考えておりますが、これらは、1つは特にガイドラインなど、現場や小児保健等に関する専門的、実践的な知識、経験に基づいた検討が必要でございます。

2つ目には、地方自治体における行政など、そのあり方にさまざまな面で影響を及ぼすということもございまして、これらの関係者の御意見も反映する必要があるだろうと思っております。

3つ目には、実際に事故に直面された方など、施設・事業の利用者の視点で対応の方向性を検討いただくということが必要だと思っております。

こういった点に鑑みまして、これらの有識者等からなる検討の場を別途設けさせていただきまして、その場で御検討いただき、また、今年のお彼岸を目途に当会議のほうに再度御報告をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして御意見、御質問等ございましたら、挙手をお願いいたします。では、秋田委員のほうから順次お願いします。

○秋田委員 ありがとうございます。東京大学の秋田です。

まず、論点1「重大事故の情報の集約のあり方について」というところです。報告の対象は、ここに【検討例】として、特定教育・保育施設・特定地域型保育事業者が対象となると書かれております。私自身は、今回の資料2のタイトルが保育しか書かれておらずおかしいのではないかと考えております。そもそもこれが保育・教育事故再発防止のための取り組みというものを考えていくというような教育の語を含むタイトルでないと、保育の関係だけになってしまうのではないかと考えてございます。

現行のところで保育所だけではなく認可外保育施設や放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業等も入っておりますので、そうした全体を対象として共通の基準に一本化してつくっていくということが重要なところではないかと考えてございます。

また、論点2の部分でございます。データベース化をするというところで、ネットの時代ですので、全国どこからでも見られるような形にしてデータベース化をしていただく。そのときに非常に重要なのは情報公開制度にのっとってということで、個人の情報、園の情報をうまく保護していただきつつ、情報の管理をしていただくということが大事であろうと考えてございます。

ガイドラインというところでございますが、資料が別紙2の「事故防止のための指導事項」というところから出ておりました。これはとても参考になると思う一方で、これでは現場で使えないのではないのでしょうか。恐らく事故防止の対策マニュアルというのを各園がすでに準備をしていたりするわけです。けれども、より重要なポイントについて、例えば写真入りであったり、こういう内容項目がチェックできるような、すぐ使えるような形のマニュアル的なものをあわせて入れていただいたり、写真でここがポイントであるということとを既につくっている園はたくさんあるわけで、それらを参考にしながら作成いただきたいと思っております。「指導事項について」という徹底の文書はいいと思うのですが、もう一歩具体的な実践の場に即したものもつくっていただきたいと思っております。

また、報告の中で大事なところと思っているのは、勤務のそのときのシフト体制や、どういう労働条件であるのかということです。特定の場面の事故だけではなく、全体の職員のあり方、勤務の状況、労働条件が過酷になっているというところでの問題の発生が多い

ので、そうした条件を考えられる事故の背景としての情報の記入もぜひ御検討いただきたいと考えております。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、岩城委員、お願いします。

○岩城委員 全国国公立幼稚園長会の岩城でございます。

今、秋田先生もおっしゃってくださいましたけれども、論点1については、特定教育・保育施設だけではなく、子どもを預かる全ての保育施設を対象にするべきだと思っております。

そして、対象の範囲でございますが、【検討例】で挙げていただいていますように、現行の取り扱いを踏まえた範囲で考えられるといいかと思えます。

集約方法ですけれども、子ども・子育て支援法に基づく関係から市町村が運営するという立場をとっておりますので、市町村が集約するという形をとると、データベース化するときに集約しやすいのではないかと思います。

公表についてなのですが、子どもたちの安心・安全な生活を確保するという視点からも、対象施設での事故については、その背景も踏まえて、いろいろな施設が情報共有できるようなものをつくっていただきたいなと思っております。もちろん、個人情報に配慮していただきながらでありますけれども、これからいろいろ検討し、体制がつけられるということですので、そういった点に配慮しながらつくっていただきたいと思えます。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、次は柏女委員、お願いします。

○柏女委員 淑徳大学の柏女です。2点です。

対象についてですけれども、今ほども全ての施設ということはお話がありましたが、児童発達支援センターや事業、あるいは放課後児童クラブ等々、そうしたところも含めた形で考えていくことが必要なのではないかと思います。

入所型施設の事故対応との整合性。入所型施設は県にということになりますので、そことの整合性も考えていただけるといいかなと思えました。

次に、範囲です。ここは議論のあるところではないかと思えますが、いわゆる懲戒権の濫用の問題です。施設内の虐待。被措置児童等虐待については報告義務が生じておりますが、保育施設等々での懲戒権の濫用、重篤な場合についての報告等を含めるかどうかということについて、今後検討会が設けられるということですので、そこで御議論をいただければと思っております。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、駒崎委員、お願いします。

○駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。

当テーマについて何度か政策提言をさせていただいて、このたび1つの議題として取り扱ってくださって、本当に感謝しております。折しも今月の13日、京都市伏見区の認可保育園で5歳の保育園児が女性の職員にぶん投げられて、放り出されて頭蓋骨を骨折するという、およそ信じがたいような事件が起きました。事故発生から3時間たってようやく病院に連れていったということです。しかも、当初転んだというような報告がされて、結局、親ががんがん言って、投げられたということがわかったというように、まさにこの話をするにはタイムリーないい時期かなと思っております。必ず保育事故情報を次に生かすというような制度をつくらなくてはいけないなと思っております。

意見書の裏側に書いてあります。全ては読みませんが、発言させていただきたいと思ってあります。

今回、まさに別途専門者、有識者会議をつくって検討してくださるとするのは非常にすばらしいと思ってあります。大賛成です。

一方で、取り組みの時期なのですけれども、「秋頃を目途に当会議に報告」というふうにあります。論点1から3は非常に重い、検討項目としては多種多様で、大きな範囲でございます。これを全て秋ごろまでに取りまとめるというのはかなり難しいのではないかなというふうに予想されるのです。

ですから、論点1については新制度開始までに最低限必要ですので、これは秋ごろまでに中間報告をすらしつつも、2と3については継続的に検討してもいいのではないかなと思ってありますので、ぜひ考えていただけたらと思います。

また、各種論点に関しての意見です。論点①のイ)、範囲の対象ですが、秋田先生を含めて各委員の方がおっしゃられたように、教育施設も含めて広く見たほうがいいかなと思います。障害児の発達支援事業とか、児童発達支援事業とか、そういったところも含めて対象としたらいいと思ってあります。

特に認可外施設が0～2歳児をかなり受け入れていることもあって、事故率が高いという現状がありますので、補助をもらっている、いないにかかわらず、きちんと検証されるというふうにしていかなくてはならないと思ってあります。

また、報告様式を別添で出させていただいたのですけれども、これはA4・1枚の報告様式なのです。人が1人亡くなって、A4・1枚で報告が終わってしまうというのもどうかと。もっときちんと情報を得なければ、これをケーススタディーというふうにしていくことができませんので、フォーマットはもうちょっとちゃんとしていただくことが必要ですし、また、このフォーマットも自治体に丸投げすると、事故情報がよくわからないというような報告も上がってしまうので、報告マニュアルというものもきちんと整備していくべきかなと思ってあります。

各委員の方も言われましたが、情報公開制度にのっとなって対応というのは、すなわち情報公開請求をしなければ個々の事例というのは出てこないという状況になりますので、そ

うではなくて、インターネット等でオープンアクセスが可能なデータベースというのを整備すべきかなと思っております。

今、スポーツ振興センターのほうでこのような事故情報データベースというのが出されていまして、私も検索して調べてみるのですが、例えばこうなったときに、事故情報はちゃんとデータベースが出てくるのです。とはいえ、発生状況のところで、例えば死亡、障害で言うと死亡ですね、3歳児ですね、男の子ですね、保育中ですねと。発生状況としては本児の連絡帳に云々かんぬんという形で書かれていましたが、発生状況が6行とかなのです。これだと、例えば我々保育事業者がこのデータベースを見て、うん、よし、これでケーススタディーをつくって研修に取り組もうとかといったときに、よくわからないなというふうにどうしても思ってしまうわけなのです。

ですので、これは、どんな事故が起きて、どんなふうになればこの子が死ななくてもよかったのというような示唆がきちんと引き出せるような、そうしたものでなくてはいけないと思うので、それは別途有識者会議で報告の仕方あるいは公開の仕方、そういったところもブラッシュアップしていけたらいいなと思っております。

さらに、秋田先生でしょうか、現場では使えないというふうにおっしゃられましたが、「保育所及び認可外保育施設における事故防止の徹底等について」という行政通知文書の表でいろいろ書いてくださっているのですが、これではなかなか現場で生かせないわけなのです。どういう状況が危ないよとか、どういうふうにしたらいいのだよということを、今、インターネットで動画等も貼りつけて見られますので、そうしたトレーニング動画や、事故でありながら、こういうふうにしたら事故になってしまいますよとかいうのを画像や動画でビジュアルな形で見せていただきたいと思いますので、通知文書でなくて、そうしたわかりやすいような形で出していただけたらなと思っております。

論点3は、大切な論点ですが、事後的な検証は必ず行うべきだと思いますので、報告だけでない、しっかりと検証していく体制というのもつくっていくべきかなと思っております。

ありがとうございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、小室委員、お願いいたします。

○小室委員 ワーク・ライフバランスの小室です。

先ほど秋田委員の御意見に大変共感しました。保育士の方の疲労とか、そういった状態を防いでいかないと、けが、事故の起きやすい状態というのが長期的にあるのではないかなと思っています。

事故が起きてしまったときに、どう集約するかということと同時に、どう防いでいくかということにおいては、保育士の方のワーク・ライフ・バランスということをもう少しこういった資料の中にも入れていくべきではないかなと思いました。

9ページの右側「保育所等における事故防止のための指導事項について」の「事故防止

の方法」というところに、「保育士の健康状態」ということについても言葉を入れていってはどうかと思いました。転んだというような不慮の事故のほかに、保育士が少し虐待に近かったり、もしくは疲労困憊の中で集中力が不足していたりということから起きるようなものをもっと防いでいくためにということで、保育士さんのストレスケアのできるようなマネジメントの必要性であるとか、睡眠がしっかりとれているのか、健康状態がいいのかということ、保育士さんについても定期的に確認するとか、そういったことが長期の視点で事故を防止していくことにつながるのではないかなと思いますので、その視点を入れていただけたらと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、榊原委員、お願いします。

○榊原委員 ありがとうございます。何回か要望してきました保育事故への取り組みについて、このように前向きに対応していく案をまとめていただいて、本当に感謝しています。大変お忙しい中でこうした議題にも取り組んでくださることになった政府の姿勢について、高く評価しています。

何点か申し上げます。

私も秋田委員と同じように、就学前の子どもたちの保育・教育事故の再発防止に向けての取り組みにしていっていただきたいと思っています。安倍政権では放課後児童クラブだけではなく、放課後子供教室も合わせて増やしていこうという取り組みになっています。なので、幅広に保育という考え方を捉えていっていただくほうがいいのかと思います。

その上で、具体的な範囲であるとかいろいろな取り組みということは、検討会を立ち上げて専門家の方たちできちっと議論をしていただきたいというふうに希望しています。

集約の方法については、市町村のほうでという考え方もあると思うのですが、よりその範囲を広げ、かつ重大事故がそんなに各市町村で多発しているという状況でもないと思いますので、私は、どちらかという都道府県で集約し、ある程度のケース数を踏まえて傾向を分析するといったようなサイクルのほうをひよっとした方がいいのかなと思います、その点は検討会に委ねたいと思います。

その上で、これは今後の取り組み方の考え方としてお願いしたい点なのですが、消費税を導入して新たなこうした子どもたちのためのシステムを立ち上げるということに国民全体が協力してくれている、期待もしているという中で、質の改善、つまり、給付を拡充して配置とか処遇を引き上げていくということと同時に、では、サービスの状況がどうだったのかということや事後チェックしていくことはセットになっていると思います。その中で、事故対応、事故のチェックシステムということも必須になっているので、セットで進めていっていただきたいと思っています。

その場合、例えばこうした情報集約をしていく中で、アレルギー児の事故がどうも多発しているとか、例えば配置が苦しい施設においてこういうことが起きているなというよ

うな、これまではなかったようなケースがわっと見えてきたときに、早急に施策の改善につなげていくような検証、分析、施策の見直しというサイクルもあわせてつくっていただきたい。

そういったことができる、ひょっとしたら情報集約のためのある程度の期間といったものも必要なのではいか。最近、医療事故調査・支援センターというものが医療界について立ち上げられました。以前から患者と医療機関の間での不要な訴訟であるとか、いろいろな軋轢があったものを、より前向きに解決していくための取り組みだというふうに理解していますけれども、例えばそういった第三者機関のようところで情報を集約、分析し、政策提案につなげていくようなサイクルといったことが保育の場面でも必要なのかどうかといったことも議論していただきたい。

その場合に、医療の世界ではもう常識になっていますが、利用者側、家族のほうの理解や納得が得られるような説明責任を果たしていく仕組みもぜひ中に取り込んでいていただきたい。それは市町村の責任に置くのかということも含めて検討していただきたいと思います。

最後をお願いなのですが、急速に保育を増やしていく中で、今、多様な事業者に参加していただこうということになってきて、長く日本の児童福祉は事前規制で中の質を守ってきたところが、事前規制はもう解除し、多様な人に入ってきていただいて、多様に市場を活性化していこうという方向になりました。なのに、欧米に比べて事後規制、事後チェックの体制が大変甘い。いろんなことがもう既に市場で起きているというふうに私たちが仄聞したりする中で、子どもたちの命、利益を守るための今後の新しい取組で、歯止めとしてこのシステムを起動させていていただきたい。そういうふうによろしくお願ひしたいと思っています。

ありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございました。

それでは、坂崎委員、お願いします。

○坂崎委員 日本保育協会の坂崎です。

1つお願いをしておきたいのです。今の榊原さんの言葉を使うと、いわゆる事前規定と事後規定みたいなものに関する事で、今回、事後のことについてはほとんど話し合いがされていて、今回のこの取り組みについて、このような形であらわされていることは非常によいことだと思います。

私は、事後規定が出たことと裏表の事前規定のことについて、1つ話をしておきたいのですが、新制度移行によって、特に3号認定、いわゆる3歳未満児と呼ばれる方々、また、施設も保育所、小規模型の事業等、また、移行等が考えられる認定こども園というのが非常に多くなるのだと思います。ですから、普通に考えますと、この仕組みをつくり上げるとともに、現行で行われている事故発生のためのそもそもの防止、このことについて周知とともに徹底をしなければ、事後規定だけがつくられていって、子どもの入所が増

大するということが考えられますから、施設・事業数の確定までの間は、安全対策、危機管理におきます事前規定も3カ月、半年、1年周期で現行以上で行われるような仕組みをとっていかなければならないと思います。

この事後規定と一緒に両輪で働かないと、事故が起こってからこの事後規定が活躍をするなどというのは非常におかしな仕組みでありますので、今回事前規定をきちんと示して、なおかつこのことについても行うということが大原則ではないかと思います。たくさんの施設、入所数が増加するということを念頭に置いてそういう形のものをつくっていただければありがたいと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 資料2「保育事故再発防止のための取組について」2ページの論点3に関して、さまざまな事業体や施設では事故防止マニュアル等に基づき安全点検を実施し、子どもたちに事故が起きない体制をとっても、事故は起きる。それを再発防止という観点で検討を行うことは大切であるが、新制度では、すべての市町村において子どもたちの命が安心・安全に育まれるよう、そういう視点も加え、再発防止のあり方について検討していただくことをお願いしたい。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、高橋委員、お願いします。

○高橋委員 日本労働組合総連合会の高橋でございます。

私も意見を言おうとしていたことをかなりの委員の方がおっしゃっていただいたところでございます。厚労省調査の事故報告集計によると、圧倒的に認可外の事故が多いことも報告されております。これも提案の中で言われましたが、特に睡眠中、うつぶせ状態などで発見されたと。これは人員配置が明確になっている認可施設とそうでない認可外の施設、環境の違いということも容易に想定されますけれども、このような事故が二度と起きないようにするためには、具体的な検討項目の中に人員配置基準がどのようになっているのか、環境がどうなのか、あわせて労働者の環境実態、特に保育士の働く環境がどうなっているのかなどを事前にチェックするような仕組みが必要だろうと考えます。

基本は、今、佐藤委員が言われましたが、希望する全ての子どもが適切な環境の中で育てられるということが原則だと思っております。事前チェック、再発防止の取り組みは非常に重要であると考えますし、これまでも再発防止の研究はいろいろなところで進められて、保育所現場でも実践されているとは思いますが、それをよりきちんとすべきだろう。

対象ですけれども、認可外保育所、施設を初め、小規模保育事業などを含めて、秋田委員がおっしゃいましたが、全てを対象とすべきだと考えます。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、古渡委員、お願いします。

○古渡委員 全国認定こども園協会の副代表の古渡です。

今、皆さんから意見がたくさんあったのですけれども、大事な観点がもう一つ抜けているなと思ったのは、施設当事者はどうするのですかという観点が多分抜けているような気がするのです。特に事故発生時の対応というのが一番大事だと思うのですけれども、もちろん事故前、事故後というのもあります。しかし、今回、基礎自治体が実施主体でありながら、逆に施設だけの対応になってしまうと、多分隠蔽とかいろんな問題が発生する可能性もあります。

しかし、重大事故といいますのは、ただ単に事故が起きた、起きないというよりも、実は施設全体でいろんな問題がその瞬間から起きます。その瞬間から園長のマネジメントとか、行政のマネジメントとか、多分たくさんのマネジメントがそこで必要になります。そういう観点も踏まえていないといろんな問題が重なっていくのだらうと思います。そういう意味では、事故が発生した後の課題もたくさんあると思いますけれども、それに対応するための仕組みというのも実は必要なのではないかと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、宮下委員。

○宮下委員 全国幼児教育研究協会の宮下です。ありがとうございます。

事故が発生した場合の報告の方法や再発防止に向けた報告、分析等の検討案がここに示されておりますけれども、これらのことにつきましては、当然重要なことであると考えます。しかし、かけがえのない命を預かる施設として、事故を起こさないための配慮や努力をすることの意識を持つことがさらに重要であると考えています。

特に今回の新制度によって、これまで0～2歳の保育について経験の少ない保育者も乳幼児に関わるようになることから、保育士に対する安全管理についての研修を行い、事故防止のための意識の高揚を図ってほしいと思っています。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、吉田委員、お願いいたします。

○吉田委員 1点だけ。事故については、労働災害の分野でも労働者死傷病報告というものを出すことになっておりまして、それだと、イラストもきちんとつけて提出するということになっています。そういったこともぜひこの報告書の中に盛り込まれるといいなと思っております。労働安全の分野だと、ハインリッヒの法則ということで、1つの重大の事故の背景には29の軽微な事故、さらにその背景には300のヒヤリハットという軽微な事故があるというふうに言われておりますので、そういったものをきちんと集約して、特にそうやって見える化をできるといいかなと思います。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、吉原委員、お願いします。

○吉原委員 東京聖労院の吉原です。

事故の対応ですけれども、日常の点検、確認の励行が当然基本となるわけです。実際事故が発生した場合の初期対応、スピードが特に重要だと思います。示された様式を見ますと、最終報告の形、事故結果の様式のようにも見えるわけですが、現実には状況の変化に応じた段階ごとの連絡が当然必要なわけです。速報、第一報というようなタイミングも当然必要になってくるわけです。支援の様子、どのようなかわりを持ったかという状況も逐一ポイントになる点だろうと思います。

範囲についてですけれども、ヒヤリハットとインシデントといったような段階も含めた事故レベルの設定、程度とか規模とか、人数等も勘案した検討も必要になってくると思います。

と同時に、適時注意の喚起を図る上での事前の予報、注意警報といった連絡、広報もまた検討していただきたいと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございました。

では、渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 保育事故の再発防止の取り組みということで、今、説明を受けながら、それぞれの御意見が出ているわけでありますが、現場を預かる行政の立場で意見を申し上げさせていたいただきたいと思います。

子どもを預ける保護者にとって、子どもが安全な環境で保育や教育を受けながら帰ってくることが一番大事なことであるのは当然であります。そういう観点からしますと、これまで現場では子どもに関する事故だけでなく、子どもに対する教諭、保育士の虐待等、さまざまなケースがあるわけであります。これらを想定範囲の中に置いて、これまでの対応、それから新制度においてどういう対応をしたらよいのかという具体的な取り組みや論点について、基本的には事故を起こさないために皆で何をどのようにしていくか考えていくことが一番大事なことだと思うのです。

事故が起きてしまったら、結果を検証しながら、再発しないように皆で意識を共有し、再発防止に努めなくてはなりません。ですから、そのための具体的な、現場と私ども市町村行政との間の検証や、事前の取り組みに対する懇談を組織的に行って良く必要があると考えます。これは義務づけというわけにはいかないもので、任意的なものでよいと思うのですが、各市町村もしくは都道府県サイドの中で事業者との間の組織づくり、またはそういう検討委員会的なものをきちんとやっていく必要があるかと思います。

幸いにして各市町村は地方版子ども・子育て会議というものを設置しております。子ども会議では事業計画や色々なことについて議論する場、または市町村からの諮問に応じてそれを議論する場になっておりますが、例えば子ども会議の中にこういう事故を起こさないための部門を設けながら、現場とのやりとりをし、これから議論されていく具体的な論

点に従った検討事項を行政と現場できちんと共有して対応していく必要があるのではないかなと思います。

以上であります。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、事務局からお願いします。

○橋本保育課長 大変多くの委員の方々から大変御示唆に富む御意見をいただきまして、ありがとうございます。今後別途の場を立ち上げさせていただきまして検討を開始したいと思っておりますが、その際、今、いただきましたさまざまな御意見を踏まえながら検討を進めるようにさせていただきたいと思っております。

最初に秋田委員のほうからそもそもこの資料の表題がおかしいのではないかというふうな御指摘をいただきまして、また反省をさせていただいておりますが、つついいつも保育のことばかり考えておりますと、「保育事故再発防止」というふうに書きたくなってしまいまして、当然のことながらほかのさまざまな子育ての場というものを含めた事故防止の対策ということで考えていきたいと思っておりますので、そういった形で進めさせていただきたいと思っております。

駒崎委員のほうから、非常に検討事項が多い中で、急ぐものと少し時間をかけるべきものということで、仕分けをしながらというふうな御意見もいただきました。特に秋にまた御報告をさせていただく際には、少なくとも新制度の施行に直結する内容につきましては固めていく必要があると思っておりますので、そういったところも意識しながらさせていただきたいと思っております。

どうもありがとうございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、第3の議題「次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針の策定について」でございます。

説明をお願いいたします。

○竹林少子化対策企画室長 それでは、資料3-1及び資料3-2を御説明させていただきます。

まず、資料3-1でございますけれども、本会議においても何度か御報告を申し上げてきましたが、次世代育成支援対策推進法につきまして、法制定時、26年度末までの10年間の時限立法ということでございましたが、先般閉会いたしました通常国会におきまして、さらに10年間延長するための法律が可決、成立しております。

この法律は、御承知のとおり、大きく自治体の地方公共団体行動計画をつくる部分と事業主の行動計画をつくる部分から成り立っております。それぞれを包括するものとして計画づくりのガイドラインになります行動計画策定指針をつくる。このような構造になっております。

このうち、自治体の計画につきましては、子ども・子育て支援法ができる際にかんがりの

役割を支援法のほうの自治体計画に引き継ぎましたので、策定義務が任意化できる規定になっておりますが、その形で今回も10年間延長されたものでございます。

裏を見ていただきたいと思います。

左側に現行の指針の目次が書いてございます。一、二のあたりが総論的な事項、三、四、五のあたりが自治体計画に絡む部分、六から九の部分が事業主の計画に絡む部分でございます。

今般、多くの自治体で支援法の計画と一体のものとしてこの次世代法の延長後の計画をつくりたいというような動きもあるものですから、その部分につきましては、早目に自治体の皆様にこの子ども・子育て会議での御議論を披露したいということで、今回、資料3-2としてポイントをお示ししております。

一方、六番から後の事業主関係は、一般事業主の行動計画の関連部分につきましては、昨年末の労働政策審議会の建議に沿って議論を進めていくこととしておりますけれども、あらかじめ本会議の皆様から御意見があるようでしたら、本日御意見を頂戴したいと思っております。

ここにも書いておりますが、今後労働政策審議会のほうで議論いたしまして、次回7月末の子ども・子育て会議のほうでその結果をまた御報告する予定でございます。

特定事業主の関係部分は公務員の計画でございますけれども、こちらのほうは、一般事業主の関係部分の検討を踏まえて関係府省で検討し、本会議で報告をさせていただきたいと思っております。

それでは、資料3-2のほうをご覧くださいませでしょうか。

左側に現行の次世代法の行動計画の策定指針の全文が載っております。右側に今回それに対して追加をしたり、変更したり、あるいは削除したりする見直しの案を書いてございます。箇条書き的に書いてございますが、この形で、正式な告示になるとときには事業主関係の部分とセットになるので、もう少し時間が先になりますけれども、自治体の皆様の計画づくりの作業に資するよう、この箇条書きの形で御了承いただけましたら、早くお示ししたいと思っております。

最初に、「一 背景及び趣旨」の部分でございます。こちらのほうにつきましては、現在の国における議論でありますとか、これまでの次世代法に関する各種の関連する歩みについて列記しているものでございます。

お時間もありませんので、飛ばさせていただきます。

2ページから3ページにかけてまして、右側をご覧くださいなのですが、3番の項目といたしまして「子ども・子育て支援法との関係」という項目を追加し、ここに5つのポツで挙げているような記述をしたいと思っております。

先ほど申し上げましたけれども、次世代法は10年間の時限立法、支援法のほうは消費税財源の投入を前提とした恒久法であるということ。

2つ目のポツで、次世代育成支援対策の中核たる保育サービスや子育て支援事業につき

まして、従来は次世代法のほうで目標事業量を定めるという整理でございましたが、支援法の制定によりまして、こうした定量的な整備目標は、支援法の市町村計画に記載されることになった。これを契機に関係整備法の一つとしてこの次世代法も改正され、参酌基準の規定が削除され、あるいは自治体計画の策定義務が任意化されるといった規定の整備が行われました。

すなわち、3つ目のポツになりますけれども、従来、この法律が保育サービスや子育て支援事業の推進について果たしてきた役割あるいは機能につきましては、支援法のほうに引き継がれたということでございます。

3ページに入りまして、4つ目のポツでございます。市町村計画が任意化されたということですので、つくる、つくらないというのも任意ですし、それからつくる場合に、全体、パッケージでなくて、特定の事項のみつくるということも可能性であるということを書いております。

最後の5つ目のポツでございます。つくる場合にも、支援法の計画と一体的に策定することも可能である。また、両者を別々につくる場合でも、内容が重複する部分については、支援法の計画を引用するといった書き方でもあり得ますということを入念的に書いてございます。

3ページの二に入ります。基本的な事項の最初の項目として「基本理念」というものがございまして。現在の次世代法の指針はこの4行程度のものでございましてけれども、支援法の基本指針として8ページぐらいのかなり密度の濃い、子ども・子育て支援の意義に関する事項をおまとめいただきましたので、その内容も踏まえる必要があるということをしっかり書いていきたいと思っております。

おめくりいただきまして、5ページの「三 市町村行動計画及び都道府県行動計画の策定に関する基本的な事項」ということで、最初に1で計画の策定に当たっての基本的な視点ということ、現在の指針では5ページから7ページにかけて9項目の項目が挙げられております。

6ページの右側の欄でございますけれども、この9項目の視点に加え、(6)として「結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点」という項目を追加させていただいてはどうかと思っております。

現行の次世代法では、結婚に関する取り組みが少し薄いということや、あるいは各ライフサイクルで縦割りで施策が組まれているような傾向がございますので、こういう切れ目のない支援という視点が必要ではないかということで、ここに書いてありますような具体的な文章としてはどうかと考えております。

「(7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点」という中で、現在、いろいろなことが書いてあります。人に着目すれば、真ん中のあたりに高齢者の活用ということはしっかり書いておるわけでございますけれども、現在は高齢者のみ書かれているということでございます。

右のほうで、高齢者の活用ということに加えて、育児経験豊かな主婦等の活用ということについても追加させていただいてはどうだろうか。この点、後ほど資料4-2で説明いたします子育て支援員の関係が提案されているということもございまして、「女性が輝く日本」という文脈の中で、想定される担い手として特に育児経験豊かな主婦等を例示しておりますが、「等」とありますように、その対象者は主婦に限定されるものではないわけでございます。

7ページあたりからは、さまざまな手続あるいは内容面につきまして、支援法のほうの計画に引き継がれたところにつきましては削除という形にさせていただく。特にその代表例が7ページの「(2) ニーズ調査の実施」ということで、これにつきましては支援法のほうに引き継がれておりますので、削除ということにしております。

8ページでございます。計画の策定期間を5年ずらしたり、あるいはPDCAなどは支援法の計画と連動してやっていくということなども書いてございます。

9ページからは、いわゆる参酌標準、定量的な目標を出すための計算式に当たる部分でございます。こちらのほうにつきましては9ページから11ページまで全て削除と。これは支援法のほうに引き継がれたということで、削除させていただきたいと思っております。

11ページからは市町村行動計画の内容面でのガイドラインとなっております。

12ページでございます。最初の項目といたしまして、「(1) 地域における子育ての支援」の中で「(ア) 地域における子育て支援サービスの充実」という項目がございます。現在、ここについてはかなり詳しく記述がございますけれども、このあたりも支援法の計画のほうに引き継がれたということで、自治体における計画づくりが屋上屋を架さないように、この部分につきましては、「単に支援法に基づく市町村計画に従い、子育て支援サービスの充実が図られることが必要」というふうに、支援法のほうの計画にのっとって進めることとしていただくというふうにしてはどうかと考えております。

14ページにも「イ 保育サービスの充実」とございますが、支援法の計画に従い実施するというふうにさせていただいております。

15ページの左下に「エ 児童の健全育成」という項目がございます。現在、「児童館、公民館」などの記述があるわけがございますけれども、ここに現行の記述に加えて「放課後子ども総合プラン」に関する項目と内容を追加させていただいてはどうかと思っております。こちら後ほど資料4-1のほうで御説明させていただきますが、「小1の壁」の打破、安全・安心な留守家庭の子どもの居場所ということ、放課後児童クラブの充実と、次代を担う人材の育成、多様な体験を活動していただくということで、全ての子どもを対象にした放課後子供教室の充実ということの内容を内容といたします「放課後子ども総合プラン」を国のほうでつくっていきたく思っておりますが、その際には小学校の余裕教室等を活用し、可能な限り一体的に実施することが望ましいと考えてございまして、このため、各自治体におきましては、31年度の目標事業量を設定していただくということ、そして一体的あるいは連携した実施方策を盛り込んでいただくこと、あるいは教育委員会と福祉部局の

連携方策等について検討していただくこと、このようなことを自治体計画に盛り込んでいただいております。

続きまして、16ページでございます。これも先ほど申し上げましたが、「地域における人材養成」という項目を追加した上で、「地域の人材の効果的な活用が必要」ということを書かせていただいております。

16ページ中ほど（２）、母子保健の関係につきましては、「健やか親子二十一」というものが先般改定されましたので、それに関する記述の充実をしております。

17ページに入りまして、「ウ 思春期保健対策の充実」につきましては、項目名を「学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実」と改めまして、10代の自殺等の内容を追加してはかがかか。

さらに、「健やか親子二十一（第二次）」計画の内容を踏まえまして、「子どもの健やかな成長を見守る地域づくり」という項目を追加し、下にありますような２つのポツを追加してはどうかと考えております。

18ページの（３）からは教育環境の整備ということでございまして、こちらのほうでは、新たな教育振興基本計画などの内容を盛り込んで、若干の記述の追加をずっとしております。

19ページの「（オ）幼児教育の充実」につきましては、先ほどの子育て支援や保育と同様、支援法の計画に従って進めていくということが書いてございます。

20ページ「（イ）の地域の教育力の向上」という項目の中で、先ほど御説明した「放課後子ども総合プラン」の内容についても再掲という形で載っております。

その他、関係記述、それぞれ各省の施策の推進、最近の進行状況を踏まえまして、適宜加筆をしているところでございます。

22ページの（５）は、自治体の行うワーク・ライフ・バランス、「職業生活と家庭生活との両立の推進」ということ、広報・啓発が中心でございますが、こちらにつきましては、支援法の基本指針の際にいろいろ記述を書いておりますので、基本的にはそれを盛り込んだ上で、先般成立した法律の内容、「プラチナくるみん」等についても追加をしてはどうか。

同じページの右下「結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進」というのは、基本的な視点でも追加し、項目としても若干追加をして、地域の実情に応じてライフステージの各段階に応じたきめ細かい支援が望ましいという内容を入れております。

23ページの一番下に要保護児童対策がございまして。こちら支援法の基本指針の記述に合わせた上で、こちらにつきましては、児童相談所のノウハウを市町村の相談体制の強化に生かしていくことや、あるいは居住実態が把握できない家庭についての情報共有といった直近の取り組みについても追加をしております。

母子家庭の支援などにつきましても、先般制度改正の法律が通りましたので、それに合わせた修正、あるいは就業支援専門員の配置などを書かせていただきたい。

障害施策については、支援法の基本指針のときに大分記述を強化しましたので、それと同様の内容を書き写してはどうかと考えております。

25ページからは都道府県計画でございますが、市町村計画と内容がダブりますので、都道府県に固有の部分だけ少し御紹介したいと思います。

28ページになります。「オ 小児慢性特定疾病対策の推進」ということで、先般通りました小児慢性に関する制度改正を踏まえた記述にしております。

33ページでございます。「結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の推進」は、都道府県のほうにも追加をし、記述はこちらのほうが若干手厚く書いてございます。

35ページでございます。要保護児童対策につきましては、市町村の計画内容に加えまして、もともと都道府県の役割といたしまして、「(ウ) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証」という項目がございまして、そちらの中で、今回、検証計画の関係機関への周知、あるいは積極的な活用、実効力のある再発防止のための措置といったことを追加させていただいております。

同じく35ページ「イ 社会的養護体制の充実」は、都道府県計画にのみある記述でございますが、支援法の基本指針と同様の記述とさせていただきたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、どうぞ。

○為石育成環境課長 それでは、資料4-1、産業競争力会議の関係で資料を出させていただいております。

新たな成長戦略に当たります「日本再興戦略改訂版」の閣議決定が6月24日にされています。この中で女性の活躍推進が掲げられておりまして、本日は、子ども・子育て支援新制度に関連する放課後対策、子育て支援員、保育士確保プランについても御説明させていただきたいと思っております。

この3月に産業競争力会議の場で総理から、文科省、厚労省が協力して新しいプランを作成するようにと指示を受けたところでございます。

1枚めくっていただきますと、「放課後対策の総合的な推進」でございます。

「小1の壁」と次代を担う人材を育成する観点から、総合的な放課後対策に取り組むこととしておりまして、「小1の壁」とか十分進んでいないプランについて、さらに進めるようにということでございます。

2ページ目の右上のところに「放課後児童クラブについて、平成31年度末までに約30万人」という記載がございます。これは足元を約90万人と見込みまして、また、市町村のニーズ調査に基づくものを市町村から提供いただいて、国のほうで推計したのが約120万人ということで、その30万人分について、新たに整備を27年から5年間で進めるということにしております。

その下の「全小学校区（2万か所）で一体的に、又は連携して実施」というものでござ

いますが、特に31年までの間は約1万カ所以上を一体型とするという方向で、次世代育成支援対策推進法の市町村行動計画に基づいて推進していただいて、国は市町村に財政支援を行っていくということでございます。

4ページ目でございます。学校の余裕教室等徹底活用といたしまして、これは文科省さん作成でございますけれども、学校施設の一層の活用ということで、新たに開設する放課後児童クラブの約8割を小学校内で実施する方向で進めていくということにしております。

なお、ここで掲げております「一体型」というもののイメージが3ページでございます。基本的には同じ学校の中で両事業それぞれが機能をしっかり果たしながら、子どもたちによい環境をつくっていきこうということを目的としたものを「一体型」というふうに表現しております。

概要は以上でございます。

○無藤会長 どうぞ。

○古川総務課長 引き続きまして、子育て支援員について説明をさせていただきます。資料は4-2でございます。

新制度が動き出しますと、地域におきましては、その地域の事情に応じまして、下にありますような小規模保育でありますとか、家庭的保育でありますとか、さまざまなサービスを確実に提供する体制を整えていただく、提供していくということになります。そうなりますと、必要な人材を確保していくということが必要になるわけでございます。

時間の関係で3ページまで飛ばさせていただきます。そうした制度の創設ということで、その地域の人材といたしまして、先ほどの説明にも若干ありましたけれども、子育て支援員というものを創設するということを考えているというところでございます。

趣旨につきましては、若干重複いたしますが、新制度においてさまざまなサービスが提供される、新たな給付・事業となるということでございますので、これらの事業の拡充に伴って人材の確保が必要になるということでございます。

このため、育児経験豊かな主婦などを主な対象といたしました子育て支援分野に従事するために必要な研修を提供いたしまして、研修を修了した方を「子育て支援員」として認定するなど、これらの分野で活躍していただくための制度を創設するということでございます。

繰り返しになりますけれども、その対象の方というのは、地域で幅広く活躍いただける方に集っていただくという観点から、「主婦等」ということで、何も主婦を限定しているということではございません。幅広く御活躍いただける方に御参集いただきたいという考えでございます。

「子育て支援員」制度というのが中段でございます。今、申し上げました研修を国が示すガイドラインによる全国共通の研修課程といたしまして、都道府県または市町村等が実施するというところでございます。

さまざまな子育て分野に従事できますよう、分野横断の共通の研修課程と各分野の研修

課程を用意しているということでございます。

2つ目の○ですけれども、研修修了証を「子育て支援員」といたしまして、研修の実施主体が認定をし、全国で通用するということが、仮にどこかに引っ越しをされましても、ある自治体で認定を受けた方については、ほかの自治体でも子育て支援員として活躍いただけるようにということでございます。

一番下の欄でございます。さらに意欲のある方につきましては、保育士、家庭的保育者、放課後児童支援員を目指しやすくなる仕組みを検討するということが、

2つ目の○、具体的には、子育て支援員と認定された方につきましては、保育士試験を受験するために必要な実務経験にカウントするということがありますとか、家庭的保育者、放課後児童支援員として従事するために必要な研修の一部を免除することなどを今後検討してまいりたいと思います。

4ページは、研修体系のイメージでございます。実際にはこれから早急に検討会を立ち上げまして細部を詰めていきたいと思っておりますので、この資料はあくまでもイメージということでございますけれども、共通研修というのがまず横串としてございまして、その上で、それぞれ専門的な上乘の部分というものを加味していくということを考えているというところでございます。

特に中央にあります赤枠の部分につきましては研修が従事要件となるということで、必ず研修を受けていただいて、受けていただいた方がこうしたサービスを提供できる主体になっていただくというところでございます。

なお、こうした子育て支援員ということにつきましては、あくまで保育士の補助役としての位置づけということでございますので、子育て支援員はもちろん、これから着実に養成していくということもございますけれども、それとは別に、後ほど説明がございしますが、必要な保育士確保については着実に取り組んでいくということをしているというところでございます。

以上でございます。

○橋本保育課長 それでは、引き続きまして資料4-3ということで、保育士確保の関係についての説明と補足をさせていただきたいと思っております。

1ページのところを開きますと、どのような考え方で今、保育士資格を進めているかということの全体像がございまして、現在、保育所の保育士は約38万人の方々がいらっしゃいますが、需要の増加に対応して保育士の養成ということを進めると同時に、潜在保育士の方々が60万人を超える数いらっしゃるということが見込まれますので、そういった方々に復帰をしていただくといったことなどを進めているわけでございます。

その下に①から④まで注が書いてございしますが、「新たな保育士の育成・就業支援」「潜在保育士の復帰支援」「保育士の就業継続」「働く職場の環境改善」という4つの柱で進めているわけでございます。

今般、これをさらに明確な形でプランとして位置づけようということで、2ページのほ

うにございますが、現在、各市町村で取りまとめていただいております市町村の子ども・子育て支援事業計画の中で見込まれる量の見込みといったもの、あるいは確保方策というものをベースにしまして、都道府県の子ども・子育て支援事業支援計画の中では、必要となる保育指数というものを推計いただきまして、国全体としてどれだけの保育士が必要になってくるのかということの積み上げをしてまいりたいと考えております。

今年の秋から冬にかけて、国としての保育士確保プランということで、この2ページにあるような形で取りまとめていきたいと考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

○長田参事官 最後になりますが、資料5でございます。先ほど三鷹市の宮崎様からもお触れいただきましたけれども、いわゆる骨太方針というのが6月24日に閣議決定をされております。資料の裏面をご覧くださいと思います。新制度との関係で言いますと、「(4)少子化対策」の2段落目「新制度を27年4月に施行する方針の下、取り組む」ということ。また、財源につきまして、「消費税分以外も含め適切に対応していく」といった、これまで議論いただいた内容につきまして、閣議決定という形で確認をされているということをお報告申し上げます。その他、少子化対策、あるいは幼児教育無償化につきましてもこの中に触れられておりますので、あわせて御参照いただければと思います。

時間の関係と次世代計画とも関連する事項が多いということで、便宜一括説明をさせていただきます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、幾つかありましたけれども、御質問、御意見を頂戴したいと思いますので、よろしく願いします。

では、また秋田委員からお願いします。ちょっと時間が迫っているので、申しわけありませんが、簡潔にお願いしたいと思います。

○秋田委員 はい。簡潔に申し上げますが、極めて重要なことです。例えば子育て支援員のことなどは、別途きちんと時間をとって議論をいただきたい。こういう会議時間のないばたばたの中でこの内容が合意になるということは非常に残念であります。ですので、そこはぜひ次回につないでいただきたいと思います。

まず、資料4-1からいきます。資料4-1は、保育所と学童や放課後とのつながりというものが図の中に記載されていないので、それをきちっと書きこんでいただきたいということです。

資料4-2にいきますが、私は今回の資料に大変憤りを感じ、残念だと思っていることがあります。それは子育て支援員のところのパワーポイントです。1ページ目も3ページも、子育て支援員が研修をして、「更に意欲のある方は、保育士、家庭的保育者、放課後児童支援員に！」と書かれています。だが、保育士や家庭的保育者は専門家です。単に意欲があればなれるとか、研修を受けられるというものだけではない。子育ての仕事、保育の仕事は専門家の仕事なので、その専門的見識をきちっと打ち出したような表記にしてい

ただきたいと思います。

次世代育成支援法のところでも出てきます。資料4-2の「育児経験豊かな主婦」の「育児経験豊か」とは何を指すのでしょうか。そのあたりが、もっと子育ての支援を希望する主婦。また、次世代の資料の中でも出てきます。10年後を考えたら、この「ふ」の字は、「婦」と「夫」と両方を書くべきです。男女共同参画を考えたときに、なぜか女性の字だけが書かれて、こういうふうに表示されているということ自体がおかしいのではないかと思います。

また、「女性が輝く日本」というところで、くれぐれも誤解がないように申し上げますが、我が国では保育士は、今、男性保育士も5%おります。男女ともに働きやすくするためには、所得を上げていくとか、働き続けられる環境づくりとつないで理解をしていただけないと思いません。これだと、働く女性を支援するというのはありがたいのですが、保育士も女性というようなイメージがあるということがこれからの社会にとって本当にいいのだろうかと思いません。

次世代育成支援対策推進法のほうについて6点申し上げます。

最初の「背景及び趣旨」のところに「項目を以下のように記述」と書いてありまして、「『人口急減・超高齢化』へ向かっており、この流れを変えなければいけない」ということが最初に書かれています。そして次に国民が子どもを産むという話が出ています。だが、私は、この記載の順序は逆だと思いません。国民が希望どおりに働くことを実現して、幸せな生涯を送るという環境を整えるということが次世代育成支援の最も重要な課題として位置づけられるべきです。成長戦略で、超高齢化だから、子どもを産むための育成支援をという記述の文脈の流れというのは、少し論理的にどうなのだろうかと思いません。ですので、そのあたりは御検討いただけたらと考えております。

次世代育成支援対策推進法の見直しのほうの5ページ目になります。「次代の親づくりという視点」ということで、親を地域がつくるという「親づくり」という言葉につきましても、18ページのほうでは「親の育成」となっています。「親が育つのを支援する」とか、「親の育成」というような用語を統一して使っていただいたほうがよいのではないかと考えております。

6ページ目については、先ほども申し上げましたけれども、新たに書き加えられるところで、「子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する育児経験豊かな」ということで、「育児経験豊か」とは何を指すのか。次回でもきちっと説明してほしいと思います。育児イコール育児をやったことがあれば他人の子どもを育てられるという発想は違っています。専門的な保育の知識や技能のある人が、男性でも、女性でも、高齢者でも、若手でも他者の子どもを保育できる、そういう思想を明確に書いていただかないと、母親であったら保育ができるというような発想というのは困るのです。「主婦」を入れるのはわかりますが、これも「夫」という字のほうも入れていただきたいと思いません。

次の8ページです。利用者の視点に立った指標を設定するというところは大事なところだ

と思っています。量的な指標というようなことを今後。質の向上ということを書いてきたわけですが、自治体では、どうしても数量ではかりますというように量的なものだけ述べると、質的な保育の向上の部分が消えてしまいます。ですので、質の部分を入れていただけたらと考えております。

子ども・子育ての中での「育児経験豊かな主婦」というのが16ページにもあり、繰り返し繰り返し使われているので、そこは全部考えていただきたいと思います。

19ページの一番下「『家庭教育支援チーム』型の支援」となっております。これは文部科学省の用語で、「『家庭教育支援チーム』型」というのが資料には載っていますが、もう少し幅広く、保育所や地域子育て支援も含めて、家庭教育支援をチームとなってコミュニティーが協働して行うというような形の表現にしてほしいと思います。何とか型の支援というような用語ですと型に走りますのでそうはしないほうがよろしいのではないかと思います。

また、2行上に「家庭教育が困難な社会となっていることから」という表現がございますが、10年後までこの家庭教育が困難な社会のままというよりは、より地域とのつながりを豊かにしていくということが重要なところなので、この文言は削除でよろしいのではないかと思います。

大変早口で申しわけありません。以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

次、大日向委員、お願いします。

○大日向委員 ありがとうございます。

「子育て支援員（仮称）創設」の意義と課題につきまして、意見書を出しておりますので、それをご覧いただきながらと思います。

新制度では基礎自治体が実施主体となって、地域の実情に即して、全ての子どもと子育て家庭を対象とした施策を展開していくことに大きな特徴があります。したがって、地域の人々の活力を発掘し、発展させる方途の一つとして子育て支援員（仮称）養成の意義はあると思います。

また、近年、子育ての大変さを認識する人々が非常に多くなりまして、何とかして子育て世代のために尽力したいと願う人々が地域にたくさんいらっしゃいます。住民相互の支援体制の確立による地域の育児力向上につながる可能性もあると考えます。

しかしながら、課題も大きいと思います。

まず1つは、地域の子育て支援として求められるものは実に多様です。育児経験を有する専業主婦の力が適性を発揮する場合もあると思いますが、その一方で、必ずしも育児経験にとらわれることなく、職業経験とか介護等の経験も対象とされるべきで、男性、特に定年後の男性が力を発揮する可能性も大きいと思います。この点に関しまして、先ほど課長の御説明では専業主婦に限定されないで、多様な人材を考えてくださっているということで、ぜひその方向でお願いしたいと思います。

もう一つ大きな課題は、子育て支援員（仮称）の位置づけです。これは、小規模保育とか家庭的保育等では国家資格としての保育士の補助的機能としての位置づけが考えられるかと思えます。他方、地域の子育て支援拠点とか利用者支援事業等では、保育士の機能を超えた独自の機能も求められますので、そのあたりをぜひ精査した資格認定が必要だと考えます。

3番目は、子育て支援員の知識・技術等は単に認定で終わることではないということです。活動とともにバックアップ体制が不可欠と考えます。

4番目でございます。子育て支援員となる方々の人材の発掘、養成、バックアップというのは地域の実情に即して行われることが非常に大切だと思えますので、基礎自治体と養成事業体との綿密な連携協働が欠かせないと考えます。

後半のほうに、NPO法人あい・ぽーとステーションが幾つかの自治体と協働で2004年から10年かけて、「子育て・家族支援者」という名称で行ってまいりましたが、その一部を掲載しておりますので、御参考にお目通しいただければ幸いです。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、奥山委員、お願いします。

○奥山委員 ありがとうございます。子育てひろば全国連絡協議会、奥山です。

2点話をさせてください。

1つは放課後児童、資料4-1の部分です。こちらのほうを見ますと、これから新たに開設するクラブの8割を小学校内でということです。子どもたちが「ただいま」と言って帰ってくる放課後の部分については、できれば本当は地域にあったらいいと思うのですが、建物等の問題もあって学校内で整備も進めていかざるを得ない、そういう環境にあることは承知をしております。ただ、乳幼児期から小学校低学年は、子どもたちが心の根っこを育てる体験等も積み重ねていってほしい年代です。

そういう意味では、もし学校でやる場合には、なるべく地域の方々がかかわって多くの体験とか、これは保護者も関わっていただきたいと思うのですが、豊かな経験が積み重ねられるようにしていただきたい。そのためには、地域の方が学校に入るためには施設整備ということで、そういったところを余り学校に負担をかけてしまうのも問題ではないかということを考えますと、学校に御協力をいただくのであれば、設備費用等の問題、地域の人たちが関われるような体制というものをうまくつくっていただきたいなと思っております。

次に、今、各委員からもお話がありました子育て支援員に関してです。私も地域の方々が子育て分野に強力なバックアップをしていただきたい、そういう思いで地域子育て支援をやってまいりました。ただ、皆さんが御指摘のとおり、育児経験豊かな主婦だけではなく、現場では同質性の緩和、例えば広場でも同じ子育て中の母親だけではなくて、ここにシニアの方とか、男性とか、学生とか、多様な世代の方々が老若男女で関わることで、地

域と家庭の間を取り持つ、そういった子育て支援の形というのが適切ではないかと感じているところです。

したがって、先ほど秋田委員から主婦に主「夫」のほうも入れてという話もありましたが、地域人材でということであれば、きっちり「地域人材で」と入れてほしいのです。そうでないと、募集をするときに、男性の方とか高齢の方が私には関係がないものなのかというふうに思ってしまうと思います。ファミリー・サポート・センター事業も20歳以上であれば担い手になれますし、これは両方会員というのもあって、当事者でもなれるというものですので、そういった意味で、もう少し幅広に捉えられるようなものにしていただきたいと思います。

今後検討委員会を立ち上げて検討するということですので、そのあたりをきっちりお願いしたいと思います。というのは、資料4-2の4ページのところの類型がかなり多様だと思うのです。保育の補助に入る者もあれば、地域子育て支援拠点のところは専任の職員です。これは研修を受けたから、なりたいたからなれるというものではないと思うのです。そういった意味で、これは少し丁寧に進めていただきたいと思っております。

細かくいろいろ申し上げたいこともあるのですが、時間の関係でここまでとしたいと思います。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、杉本代理人、お願いします。

○杉本代理人 高知県の東京事務所の杉本と申します。県議会のために知事が出席できませんので、計画策定指針の見直しに関して、代わって発言をさせていただきたいと思えます。

3点あるのですが、まず1点目です。行動計画の策定自体は、現在は任意ということになっておりますけれども、国家的な危機とも言える少子化の現状を考えますと、引き続き、自治体においても総合的な少子化対策を推進していく必要があると考えております。

その羅針盤ともなります行動計画につきましては、結婚から妊娠、子育て全般にわたりきめ細かく、確実に支援をしていく必要があると考えておりますので、具体的な内容につきましては、それぞれの自治体が実情に合った対策を盛り込んでいくといった姿が望ましいと考えております。

こうした観点から、今回「結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点」という項目が新たに盛り込まれまして、併せて、地域の実情に応じた支援の展開が必要ということをも明記されましたことは、これからさらなる少子化対策の強化に取り組もうとする多くの自治体の考え方とも合致していると考えますので、大変有意義な見直しではないかと考えております。

ぜひとも従来の子育て支援の枠にとらわれることなく、例えば自治体の判断で、結婚を希望する未婚者への支援など、必要に応じた多様な対策を選択的に盛り込むことができるように御配慮をお願いしたいと思います。

2点目は、目標数値となる指標についてです。全国的な取り組みを検証するという意味で、国においていずれお示しをされるものと認識をしておりますけれども、それぞれの自治体においては、過去の取り組みを踏まえて進捗を把握する必要もありますので、自治体の判断で達成すべき目標を設定することが可能となりますように、柔軟な取り扱いをしていただくことが望ましいと考えております。

3点目は、今回の議論の範疇から少しずれるかもしれませんが、知事会の中で意見がありましたので、申し添えたいと思います。

一般事業主の行動計画につきましては、常時雇用者が100名以下の、いわゆる中小企業においても計画の策定率を高め、さらに、計画を策定した企業が確実にその目標を達成していくことが大変重要です。そのためには、企業の取り組みを後押しするインセンティブの拡充が不可欠ではないかと考えます。

例えば思い切った助成制度あるいは税制優遇措置などによりまして、企業自らが積極的に子育て支援に取り組める環境づくりを行うことなどについても、御検討いただけるとありがたいと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、柏女委員、お願いします。

○柏女委員 淑徳大学の柏女です。

10年前に策定指針の策定に関わってきた者として、進化していく策定指針ということに対して、本当にうれしいなと思いますし、敬意を表したいと思います。

その上で、幾つかの懸念がありますので、その点について述べさせていただきたいと思います。

まず1点目は、15ページ等書かれている「放課後子ども総合プラン」の関係です。これを進めていく場合に、一体化の定義をしっかりとっていただきたいということです。いろいろな捉え方がある中で、いろんなやり方が出ていくことが一つあっていいとは思いますが、その際にはクラブの基準がしっかりと守られるようにしていくことを前提にしていくことが大事ではないかと思えます。気分が悪くても熱があっても帰れない、そうした生活を必要としている子どもたちの最善の利益が守られるような体制をつくっていくことが大事だろうと思えます。

もう一つは、児童館の活用、活性化ということをもっと考えていく必要があるのではないかと思います。「放課後子ども総合プラン」では、教育を受ける時間とそれよりも長い時間、つまり、クラブを利用する時間、その2つの時間を学校の中で過ごす。しかも、学校の中で過ごす子どもを増やしていくために、補助の80%をそれにするということがいかなものかという感じを持っています。

もちろん、子どもを安心・安全な場所で育てていくということは大事な論点かもしれませんが、子どもたちは地域で育っていくということを大事にしていかなければなら

ないのだろう。全ての子どもを学校の中に囲い込んでしまうということがあってはならないのではないか。少なくとも奥山さんがおっしゃったように、その学校の中に地域の人たちが入ってこない限り、これは難しいのではないかと思います。

児童館で進める自治体もあります。「放課後子ども総合プラン」には乗らないで、児童館で放課後児童クラブを進めていく。そこで一体化して、一般の子どもたちと一緒に進めていくというところもあります。そうしたところにも補助がしっかりと渡っていくようにしていただければと思います。

3点目は保育士確保の関係です。ここに来る前に大学のほうに調べてもらいました。私のいるところは保育士養成や幼稚園教諭の養成もしておりますが、それらの学生たちが所属している総合福祉学部で1年生の4割が現在奨学金をもらっております。予約奨学金等の制度も充実してきましたので、現在4割ということです。4年間これをもらい続けると、400万円の借金を背負って社会に出ていくということになります。当然保育士では返せませんので、保育士、幼稚園教諭を選ばないということになっていきます。

この奨学金について、例えば保育士になった場合には一部返還免除をするといったようなことも含めて検討していただけたことがありがたいと思います。

保育士確保については、養成校もさまざまなノウハウや人脈を持っておりますので、そこと都道府県の保育士センターとの連携が強く求められるところではないかと思います。

子育て支援員については、今、お話があったとおりの丁寧な議論が必要だと思います。

中でも共通研修を議論していくということが今回ありましたけれども、それについて言えば、特に受信型の議論、つまり、傾聴をしていくためのスキル、こうしたことに力を入れていく必要があるのではないか。地域の中の方々がしっかりと利用者の方々の御意見を聞けるように、あるいは子どもの声なき声のサインをしっかりとつかみ取れるような、発信型よりも受信型の力を重視するといったことが必要ではないかと思っております。

私からは以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、橋原委員、お願いします。

○橋原委員 全国私立保育園連盟の橋原です。

資料4-2についてです。子育て支援員制度を創設し、保育士不足に対応しようとすることは、ある意味で理解ができます。しかしながら、新制度施行後、保育士確保に困難が生じた場合におきましても、保育の質を守るという観点から、少なくとも一般保育所及び小規模保育事業A型、B型にまでこの制度を及ぼすことのないようお願い申し上げます。

なお、保育士の確保は、やはり処遇の改善に尽きると思います。このことを先に議論すべきだと存じますので、この点もあわせてお願い申し上げます。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、宮崎代理人、お願いします。

○宮崎代理人 全国市長会、三鷹市でございます。

次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針につきまして、当市におきましても、これから策定する子ども・子育て支援事業計画が現行の次世代育成支援行動計画の後継計画の位置づけという意味をあわせて持たせる想定で準備を進めてきました。そういった意味では、今回策定指針が示されたことは大変参考になっております。

特に子ども・子育て会議の議論の中で、ワーク・ライフ・バランス実現に関しての部分が少し弱かったような気がしておりましたので、次世代育成支援対策推進法が子ども・子育て支援法と車の両輪として機能するように、しっかりと行動計画を位置づけていただきたいと考えております。

続きまして、その他のところでございますが、放課後対策の総合的な推進につきましては、現在、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」を連携して推進している当市の立場からは、一体型の強力な推進として目標数値だけがひとり歩きしないよう、両事業の具体的な財源の裏づけを持ちつつ、連携型を含めバランスよく推進していただきたいと考えます。

子育て支援員につきましては、地域人材の活用という視点では高く評価し、賛同いたしますが、新制度において、保育士資格以外の家庭的保育者というような研修制度による資格要件の概念が広がってきましたので、大日向先生の意見書にもありますような研修等の制度設計をしっかりと行って、質の確保の仕組みを構築していただきたいと考えます。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、駒崎委員、お願いします。

○駒崎委員 駒崎です。

子育て支援員について、私も秋田委員と同様に憤っております。このばたばたの中で絶対に終わらせないでください。また話し合いの場を設けてほしいと思います。

子育て支援員なのですけれども、ファミサポなど、これまで無資格でもよかった子育て支援サービスの質の底上げという意味においては一定の理解を示したいと思うのですが、しかし、この子育て支援員というものが、単に子育て経験のある主婦を安上がりに使うものになるろうとしていることに大変危惧を覚えています。

というのも、この事務局案においては、小規模保育B型の非保育士の年収が200万円弱というふうに計算されているのです。これは以前も申し上げました。子育て支援員の年収はフルタイムで200万円弱ということです。つまりは、子育て経験のある人を安上がりに使っていこう、ワーキングプアにさせていこうというような施策にほかならないというふうに思っております。

特に小規模保育の場合は、保育従事者として保育士と同様の仕事を行います。だとするならば、同一労働をしているにもかかわらず賃金が全く違うというようなことが正しいのかということをお願いしたいと思います。女性活躍という美名のもと、ディーセントワー

クを否定するようなことがあってはならないと思っているわけです。

最後に、古川総務課長に質問です。先ほど子育て支援員は保育士の補助的な役割ですというふうに明言されましたね。しかし、小規模保育B型では保育士と同様の保育従事者になります。補助ではありませんね。矛盾していませんか。ぜひお答えください。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、榊原委員、お願いします。

○榊原委員 お時間がない中で済みません。一言だけ言わせてください。

今回の次世代育成支援対策推進法、延長を早目に図ってくださって本当にありがとうございました。ぜひよろしくをお願いします。

この中に妊娠期からの切れ目ない支援という項目もきちっと立てていただき、感謝しています。家族の形成期から切れ目なく支援をしていく、そういった思想がこの法律に入るということはとても大事だと思っています。なぜか。それは旧来の子育ての知恵やノウハウが今はもう使えなくなってしまった。それぐらい激しく経済、社会の状況が変わった。だから、こういった次世代の育成支援を、社会を挙げてしなければいけない、そういった認識に立って、ここにあるような取り組みをしていくことが必要になっているからだと思っています。

そう考えた場合、3ページにある基本理念が実はちょっと違うのではないかという感じがしています。10年前にこの法律が制定されたときの議論、私も同時期に取材していただいたので覚えていますけれども、当時はまだ社会全体の中にも、政治の中にも子育ては親の責任、なかならず母親の責任であるという考え方が非常に強く、それを前提にした必要な支援を少しやってあげようという議論だったように理解しています。

でも、そうした状況で10年間たってみると、やはり出生率は上がらず、社会全体が今、人口減少という大変な状況に入っている。この取り組みをこのまま延長するのではなく、社会の側が父母だけを子育ての第1責任者と言って放置するのではなくて、一緒に取り組んでいくというような理念を明確にする段階に来ているのではないかなと思っています。

さらに、社会全体の中でもとりわけ重要な役割を担っていただく必要があるのが事業者であると思います。事業者の行動計画については別途議論していただくということですが、せっかく9年間協力し、取り組んできてくださった事業者行動計画の効果とか限界はどうだったのかということをごっとでもいいので検証した上で、それを改善していく方策を入れ込む。特に頑張ってくれている企業に対し、より頑張ってもらえるようなインセンティブ、なかなか頑張りにくい事業者については、どうやったら頑張ってもらえるのかというような、力を引き出せるような形の方策というものを入れ込んでいっていただきたいなと思っています。

ありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございました。

では、坂崎委員、お願いします。

○坂崎委員 続きまして、子育て支援員の制度につきましては、詳細にその内容と位置づけについて急務に検討する必要があるのではないかと思います。

時間がないので一言だけです。例えば新聞紙上ですけれども、准保育士というものが出ている、そういうものが別段検討されているわけではありませんが、そういうことと例えばこの子育て支援員ということがもしかすると間違った解釈をされる可能性もあるのではないかと思います。そういうことも含めて検討を再度お願いいたします。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 私のほうからも1点だけ。これまでの狭い法令上の整理、あるいは所管する省庁の慣習かもしれません。ですが、今回の次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針や放課後対策の総合的な推進ということで、育つ主人公である子どもたちが、ある場面では「児童」と呼ばれ、ある場面では「子ども」と呼ばれ、ある場面では「子供」と呼ばれています。

放課後の総合的な推進のスライドの1ページは、何となくとても未熟なような気がするのです。この辺の整理もしていただいて、本当に子どもたちを支えていく新しい制度にふさわしいような検討と、あわせて文言の整理もしていただければと思います。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、高橋委員、お願いします。

○高橋委員 高橋でございます。

時間のなかでするので、私からも3点意見として述べさせていただきます。

1つは、資料4-1「放課後対策の総合的な推進について」です。これも複数の委員から意見が出ましたけれども、放課後児童クラブと放課後児童教室は、その位置づけ、目的もあり方も違うわけです。放課後児童クラブのほうは、生活という場がきちっと明示されていますし、放課後児童教室は、安心安全な子どもの居場所ということでのさまざまな取り組みがされているというところで、そのありようや位置づけも違うというところです。そしてまた基準も違うということで考えると、一体的な運営というのが果たしてどこまでのイメージかというのがはっきりわからないところです。ぜひ役割や違いを踏まえながら、放課後子供教室が放課後児童クラブの代替となってしまうような対応も求められるかと思っています。

また、これは柏女委員からも言われましたけれども、児童館で開設されている放課後児童クラブもありますので、その実践例も参考にしながら、子ども・子育て支援事業計画に児童館の役割についても評価をし、そして明記していくことも望ましいのではないかなと思います。

1点、民間サービスの活用についてです。高付加価値型のサービスの導入が低所得者の子どもの排除につながりかねないというところから、これには慎重に対応すべきだと思います。

ます。また、高付加価値型のサービスの中で、いわゆる学習塾やダンス教室などは本来公的補助になじまないものであり、対象外にすべきだと思います。

2点目の子育て支援員の創設ですが、これも先ほど来複数の委員の方が言われましたが、子育ての経験と子どもの遊びを指導する者の要件や資格職は全く違うと考えておまして、問題点もたくさん出されました。重ねて言いませんが、これについては丁寧な検討、議論が必要だと思います。

3点目、少子化対策のところで言われた第3子以降の出産、育児、教育への重点的な支援が書いてありますが、そもそもこの少子化対策の中では、子どもが安心して地域で育つ、子どもの最善の利益が実現される社会を目指すという理念が絶対基本になっているのですけれども、その辺のところとか、あるいは子どもの生存と発達が保障されるような視点ということがこの文章には欠けているのではないかなと思います。

加えて、先ほど言いましたように、第3子以降だけの重点的な政策でなく、全ての子どもに対しての普遍的なそういった支援が必要だと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、高尾委員、お願いします。

○高尾委員 資料4-1「放課後対策の総合的な推進について」の2ページに、「放課後子ども総合プラン」において「放課後児童クラブの拡充」というのが記されております。従来から申し上げていることではございますが、放課後児童クラブの財源の一部には企業が支払う事業主拠出金が使われております。そして、放課後児童クラブを拡充するための財源としましては、単純な量の拡大に当たる部分は事業主拠出金が使われることになっておりますが、質の向上につきましては、事業主拠出金は使わず、全て税財源でやっていただくという約束になっております。ぜひこの約束は守っていただいて、放課後対策の総合的な推進を図っていただきたいと思います。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、北條委員、お願いします。

○北條委員 済みません、時間がないところで。

次世代育成支援対策推進法につきましては、私ども幼稚園団体は苦い思い出があります。この中で、幼稚園教育あるいは幼児教育のよの字も語られない地域行動計画が全国津々浦々でつくられてしまったという苦い苦い思い出がございます。

このたび、幼児教育、幼稚園教育に係る部分については新制度へ移管するというところで、それはそれで結構ですが、新制度に参加しない幼稚園教育の充実はどうなるのか。全く抜けてしまうことがないように御配慮いただきたいと思います。

また、15ページのところでいろんな方が指摘しておられますが、放課後児童クラブと放課後子供教室との総合プラン、現在の保育所の在り率と現在の小学校1年生での受け入れ

状況を見ると、先ほど5年間で30万というお話がございましたけれども、相当の需要があるということになるのだと思います。

また、現在、各市町村で行っているニーズ調査でもとんでもなく大きな数字が上がってきている。御承知でしょうけれども、大変大きな数字が上がってきて、市町村がこれをまともに受けとめたら破綻してしまうというぐらい大変なニーズが上がってきているというふうに思われます。

厚労省としては、あるいは文科省も御関係だと思いますが、どの程度の覚悟を持って財源を投入して対応していくのかということ伺いたしたいと思います。

次に、資料4-1であります。これも複数の委員が指摘されておりますが、一体型、連携というところですが、この定義をしっかりと御説明いただかないと、何のことかわからないということでもあります。

次に、資料4-2の子育て支援員であります。先ほど承っておりますと、これは保育士の補助的な業務だということでもあります。2ページのところを見ますと、幼稚園とか認定こども園というのでも出てまいります。そうすると、幼稚園では子育て支援員というのは無関係なのでしょうか、関係があるのでしょうか、よくわかりません。先ほど保育だけではなくて、教育・保育というくくりにすべきだということがいろいろな面で言われておりますけれども、この子育て支援員についても、教育・保育という観点から幼稚園も当然対象にすべきだと思います。

また、今のことと関係してまいります。これが新制度との関わりの中だけであれば、新制度に参加しない幼稚園は一体どうなるのか。現在、各市町村では人手不足状態がいろいろなところで起こっております。特に特別支援を要するお子さんに対する介助員などが見つからなくて、とても困っております。こういうところなどは、子育て支援員という一定の研修を経た方に参加していただければ大変ありがたいことだと思っております。

資料4-3、保育士確保の問題であります。1ページのところは「保育士確保に当たっての取組について」という見出しになっております。従来、新制度においては「保育士等確保」という言葉で、「等」という言葉が入っております。「等」は何なのかということについては、幼稚園教員を含むというふうに御説明があったわけでありまして、今回のこの資料は厚労省のものであって、保育士等の「等」は入っていない。ということは、幼稚園教員の確保についての取り組みは行わないということになってしまいますが、御承知のように、現在保育士の人手不足状態が深刻である。そのとおりだろうと思います。また、保育士の採用に当たっては、大手の民間企業さんが早い時期の採用をなさっております。それに引っ張られて幼稚園教員資格の方も大変不足してくる状況になっております。幼稚園教員の確保についても十分な配慮がなされるというのが従来からのお話であったわけですので、ぜひそれを忘れずにということでございます。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、宮下委員、お願いします。

○宮下委員 ありがとうございます。

資料4-1の3ページのところでございますが、そこにポイントが3つ示されています。最後のところに「学校と一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室との密接な連携」とございますが、これは確かに大切なことだとは思いますが、今、日本の先生方の多忙さと勤務時間、長さなどから考えますと、現実的には現場の教員とここでお手伝いを下さいます先生との話し合いとか連携というのは難しいことが多いのかなと思います。

そういう意味でも、この施策を進めていく場合、もっと現場の教職員の意見をきちっと聞きながら、具体的な方法を探っていただきたいと考えております。

資料4-2、子育て支援員の創設についてです。これについては、これから保育士が非常に足りなくなる、あるいはいろいろとそれに関わる必要になってくるという立場からも、もっともっと話し合いを進めて、いろいろな協議をした中で細かいことを決めていただきたい。今日ここで全て決めますということではなく、時間をもっと延長していただきたいと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

さまざまな御意見を頂戴いたしましたけれども、事務局のほうからいかがでしょうか。

○竹林少子化対策企画室長 それでは、最初に次世代の関係のほうからお答えしたいと思います。御意見も幾つかいただきました。そこについては、また対応を検討させていただきます。

御質問としては、1つは榊原委員のほうから、3ページにあります基本理念が10年前で、少し古いのではないかというお話がございまして、ここに書いてあることは、法律の規定に書いてある基本理念をそのまま貼ってあるだけなのですが、先ほども御説明しましたけれども、まさにおっしゃっているように、子育てが親の責任だというけれども、社会の側がそれをちゃんと支援してやっていかなければいけないという話は、まさに支援法の基本指針を決める際に相当手厚い、何回も議論していただいて、8ページぐらいのすごい分量のものができております。その支援法でまさに去年議論させていただいた、直近のあの議論をもとにやっていきたいということです。今、2行で「踏まえる必要がある」としか書いていないものですから目立たないですけれども、基本的にはそこで塗りかえられているものだというふうに考えております。

北條委員のほうから、幼児教育の部分について、新制度に移管しない幼稚園の取り扱いはどうなるのかというお話がございましたが、給付が出る、出ないという意味では、新制度に入る、入らないというのは重要な違いになってくるわけなのですが、計画上の取り扱いとしては、基本的には新制度に入る幼稚園、入らない幼稚園、特に区別をせずに、その地域全体、その市町村なり都道府県全体の幼児教育の推進方策について、計画に書いていただくような基本指針になっておりますので、その部分も含めて、市町村の方には自覚を持

っていただいて書いていただきたいなと思っております。

さらに、先ほどと同じようなとんでもない数字が上がっているという話がございましたが、放課後を例にとりますと、放課後については、5歳児のお子さんを持つ家庭に対するニーズ調査と小学校の実際に放課後に通う年齢のお子さんを持つ家庭に対するニーズ調査を両方実施されている市町村と、5歳児のみの市町村とございまして、両方実施されているところについては、実際に小学校のその年齢のお子さんを持っているところのほうが低目のニーズが出る傾向にありまして、恐らくそちらのほうが実態に合っているということなどもありまして、私どもはそういったデータなども各市町村に提供させていただきまして、よりその実態に近いニーズが計画に書き込めるような工夫をいろいろ行っているところでございます。

以上でございます。

○無藤会長 では、お願いします。

○橋本保育課長 それでは、私のほうから何点か御質問いただいた点について、お答えしたいと思います。

1つは、柏女委員のほうから、保育士の確保の関係で奨学金についての返還免除というお話があったわけですが、平成24年度の補正予算以降、保育士につきましても修学資金の貸付事業というものをスタートさせております。この事業の中におきましては、5年間保育の現場に従事していただくことによりまして、返還免除という取り扱いにすることにさせていただいておりますので、ぜひともこういった修学資金の御活用をいただきたいと考えております。

保育士確保の観点におきまして、北條委員のほうから「保育士等の確保」ということではないかというお話がありました。都道府県でそれぞれ計画を立てていただくに当たりましては、保育士のみならず、こういった幼稚園教諭の人材確保などにつきましても、計画の中に位置づけていただくということになっておりますので、この資料はあくまでも保育士のことで書きましたけれども、全体としての人材確保が必要だということは委員御指摘のとおりでございます。

子育て支援員と保育の各事業、あるいは施設につきましても基準との関係について、何人かの方からお尋ねがあったかと思えます。保育所あるいは小規模保育A型といった施設・事業の場合におきましては、それぞれの事業の認可基準の中におきまして、最低限必要とされております必要人材数に対しまして、全員保育士で確保することが認可基準上の前提になっております。

小規模保育B型につきましては、この会議で昨年夏に御議論いただきまして、それを踏まえて昨年末に取りまとめでいただきました地域型保育事業の認可基準の考え方の中で、B型の場合にはA型と同じ従事者数の中の2分の1以上を保育士で確保する。それ以外の保育士資格を持っていない方につきましては、家庭的保育事業における基礎研修と同程度の研修を行うという形で整理をいただいたかと思えます。

この基礎研修の中身というのは、私どもが示しておりますガイドラインの中では21時間の研修プラス実習2日以上といった形で定めてございますけれども、先ほど総務課長のほかから御説明させていただきました子育て支援員の研修内容というものにつきまして、具体的にどういった中身の研修にするかは、これからの検討でございますが、時間数ということでいった場合で考えますと、共通研修を約10時間程度、保育のほうのコースの10～15時間程度といったところで考えている内容でございますので、おおむねこういった小規模保育B型の、保育士資格を持っていない方に対して想定しておりました研修内容に相当するものではないかということで考えているところでございます。

また、いろいろと公定価格の仮単価との関係についても御意見をいただいたわけですが、これにつきましては、当然さまざまなお立場の方々からさまざまな御意見を今後頂戴することになると思っておりますので、先般申し上げましたように、平成27年度の予算編成過程におきまして調整を図り、27年度の公定価格を確定させていきたいと考えております。

あと、補助的な業務なのかどうなのかといった点での御質問もいただいたわけですが、もとより、保育士という資格は業務独占資格ではございませんので、保育士でなければ従事することができない業務というものが決められているわけではございませんが、それぞれの現場におきまして、資格の保有者、また、さまざま研修を受けながら、経験やスキルに応じたチームワークの中で業務に従事されているものというふうに考えておりますので、これは小規模保育においても同じことだと考えております。

○為石育成環境課長 それでは、放課後の関係で何点か御要望等をいただきました。御質問もございましたので、お答えさせていただきます。

北條委員のほうから、しっかり覚悟を持って進められるのかというお話がございまして、ニーズ量の関係については、竹林室長のほうから一定の調整があったということをお報告申し上げました。ただ、子ども・子育て支援の関係で量的なものの拡充につきましては、ニーズ調査というのはダブりますので、そういう意味でそこはしっかりと確保しながら進めさせていただきたいと思っております。これは文科省とも一緒に進めていくこととなります。

一体型につきましては、先ほど明確に説明してほしいということが北條委員からございました。これにつきましては、同じ学校内で両事業を実施いたしますけれども、基準はしっかりと適用させていただきながら、それぞれ機能をしっかりと果たしつつ、子どもたちがより活用しやすい環境をつくっていかうということでございます。8割というのは、新しく新設するところが8割ということでございまして、現在、52%ぐらいの学校の中の活用率ですけれども、これをもうちょっと高めていかうということでございます。

あわせて、児童館につきましては、実際に児童クラブをやっていただいているところもございまして、そういうところもあわせて学校の外ではありますけれども、学校で実施する教室としっかりと連携した体制をとれるような支援もあわせて行っていきたいと考えて

おります。

また、民間の活用につきましても、御心配の点も当然あるかと思いますが、公的な基盤をまずしっかりと持っていただく。その上で、保護者が選択するというような立場になりますので、そこら辺はしっかりと整理をしながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○無藤会長 どうぞ。

○古川総務課長 子育て支援員について、非常に丁寧な説明が必要だというような御指摘をいただきましたので、機会をいただければ丁寧に説明をさせていただきたいと思っております。

幾つか御指摘がございましたけれども、対象者は主婦に限定するものではないと申し上げましたが、それをはっきりすべきである、保育士は女性というふうに想定しているのではないか、意欲のある方ということであれば保育士に迎えるのか等々、その説明が私のほうで足りないところがございましたけれども、そこら辺も次回改めて丁寧に説明をさせていただければと思っております。

あと、育児の経験があれば他者の子どもを安易に育てられるものではないという御指摘もございましたし、そうした点につきましても丁寧に説明をさせていただきたいと思っております。

また、対象者につきましても、シニア、男性、学生等々ということが大変大事だということも御指摘をいただきました。そうした点につきましても、我々としても特定の方に限定して対象になっていただくということを考えているわけではございませんけれども、その説明ぶりについても今後工夫をしていきたいと思っております。

また、柏女先生からも子育て支援員のあり方として傾聴型ということも大事だという御指摘がございましたので、カリキュラムを検討する中でそうした点も踏まえながら対応していきたいと思っております。

以上です。

○無藤会長 何でしょうか。

○駒崎委員 今、次回とおっしゃったのですが、次回これについて話があるということでしょうか。

○古川総務課長 今日の説明は非常に簡素なものでございましたので、検討させていただきました。説明を丁寧にしっかりとさせていただきたいと思っております。

○駒崎委員 次回あるのかという話は。

○古川総務課長 ですから、時間をちゃんといただければ、次回説明をさせていただきたいと思っております。

○無藤会長 ということで、事務局からよろしいですか。

最後のところは時間がかなり超えてしまって、十分時間を割けず、申しわけございませんでした。1つ、2つ確認させていただきます。

1つは、次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針です。それについての御意

見を幾つか頂戴して、多少の修正あるいは加筆ということで御要望をいただきました。基本的な考え、方向は御賛同いただいたと理解しております。また、各自治体におきまして御意見、御報告もありましたが、多くの自治体におきまして、この支援法に基づく計画の策定が現在進んでいるということでもあります。そういう意味で、この支援法に基づく計画と次世代法に基づく計画を一体的に策定するというようなことのようにありますので、これについては急ぎまとめる方向にさせていただければと思います。

具体的には、委員の皆様から御意見を頂戴いたしましたけれども、積極的に取り入れるような方向のもとで、私のほうに御一任させていただきながら、私と事務局とで諮り、早急にまとめ、また、自治体に諮る形にさせていただければと思いますので、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

そしてもう一つ、幾つもありましたけれども、とりわけ子育て支援員の問題については十分な時間がとれておりませんので、今、説明がありましたように、次回時間をとるとともに、これについてはより専門的な場での検討も当然ながらされるものと考えております。

ということでございますけれども、あと、事務局のほうはよろしいでしょうか。

○長田参事官 大変時間が超過しまして申しわけございませんでした。

次回の日程は、7月31日10時からということで予定をしておりますが、詳細につきましては、また改めて御案内を差し上げたいと思います。

○無藤会長 今日には長くなって申しわけございませんでした。御苦勞さまでございました。お疲れさまでした。「第16回子ども・子育て会議」を終了いたします。

～ 以上 ～